いわき市国土強靭化地域計画

令和２年 12 月策定

（令和６年 12 月改訂）

いわき市

目　　次

第１章　はじめに

１　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２　計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

第２章　いわき市の概況

１　地域特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

２　自然災害リスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

第３章　基本的な考え方

１　計画策定の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

２　基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

３　事前に備えるべき目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

４　強靱化を推進する上での基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・P12

５　想定する災害（リスク） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

６　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）・・・・・・P13

７　施策分野の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

第４章　脆弱性評価と推進方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15

第５章　計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P116

第１章　はじめに

１　計画策定の趣旨

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波による災害は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、上下水道施設の壊滅的被害など、産業･交通･生活基盤において、市内全域に甚大な被害をもたらしました。

国においては、こうした東日本大震災をはじめ、近年、激甚化、頻発化する自然災害を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）を制定するとともに、平成 26 年６月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靭な国づくりを推進するための枠組みが整備されました。これを受け福島県では、平成 30 年１月に「福島県国土強靭化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定しました。

本市においても、東日本大震災や令和元年東日本台風等から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靭な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「いわき市国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

２　計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国の基本計画や県地域計画と調和を図りつつ、「市以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という理念を基本とするとともに、市地域防災計画並びに市公共施設等総合管理計画をはじめとした分野別計画における国土強靱化に関する部分との整合を図る計画とします。

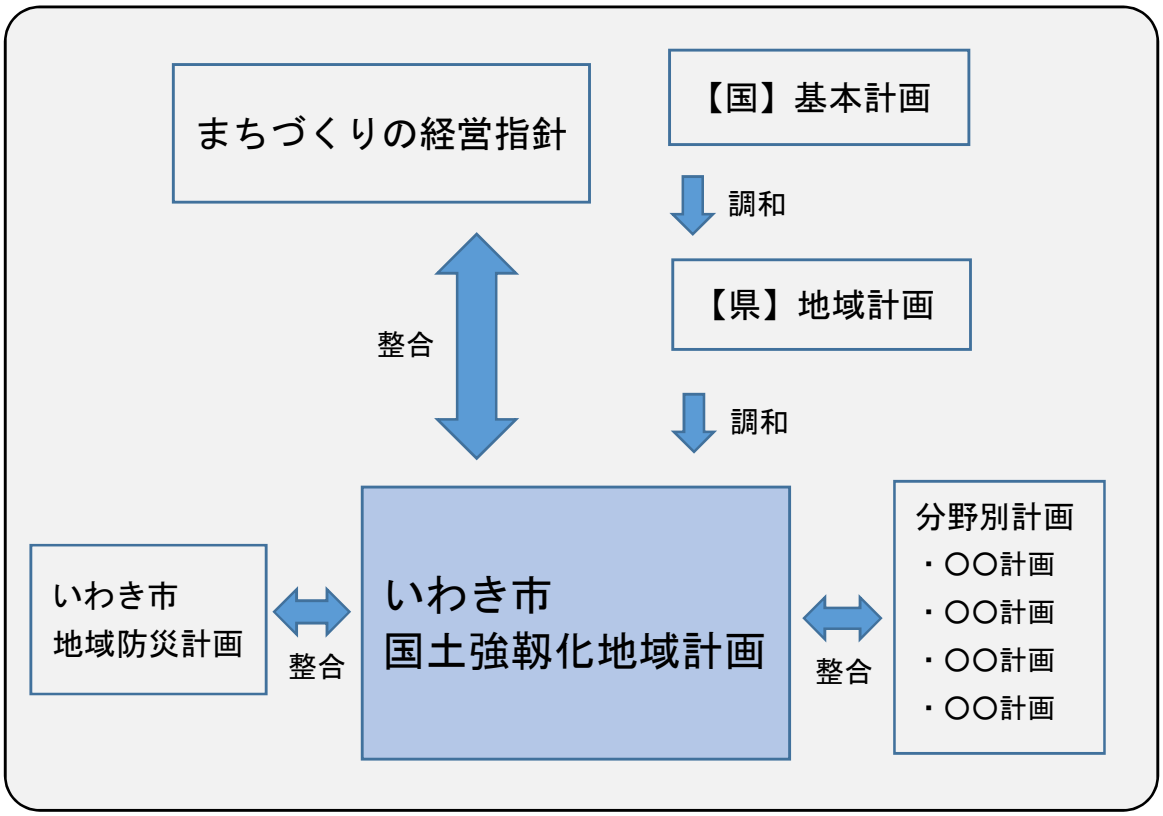

３　計画期間

本計画の期間は、令和２年度から令和７年度までとします。

なお、計画期間中においても、各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

第２章　いわき市の概況

１　地域特性

⑴　位置及び面積

本市は福島県の東南部に位置し、南は北茨城市、東は太平洋、西は田村郡小野町、石川郡古殿町など、北は田村市や双葉郡の町村に接しており、面積は 1,232.26 ㎢で、県全体の約 8.9％を占める広大な市域を有しています。

⑵　気候

本市の気候は、太平洋を流れる黒潮の影響を受け、気候特性は関東地方の延長上にあり、比較的寒暖差が少なく、年降水量の平年値は、概ね 1,400㎜ 程度となっています。また、積雪は年１～２回観測される程度で、県内でも温暖で過ごしやすい地域です。

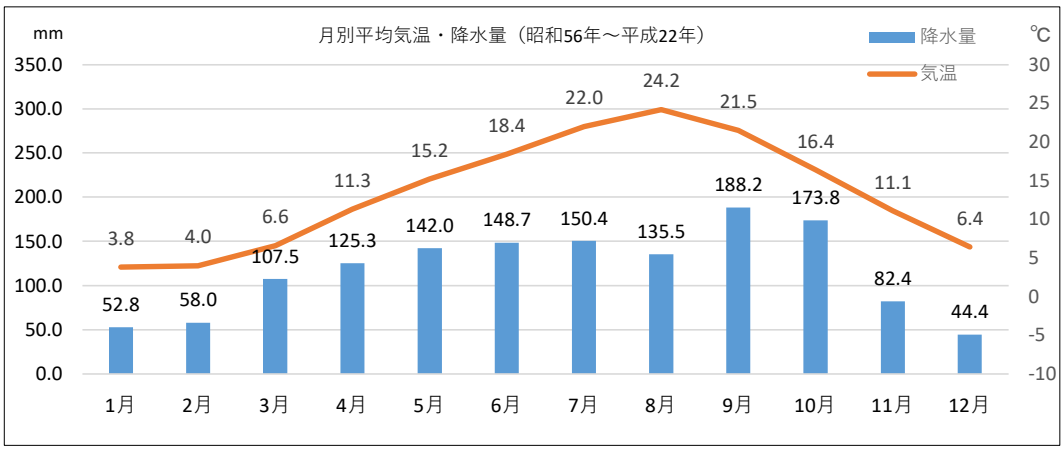

⑶　地勢

本市の地形は、東は太平洋に面して平野が開け、西は阿武隈山脈に囲まれた太平洋低地帯といわれる地形を形成し、古生代の岩層や、中生代の岩層及び第三紀基盤として、市域の約４割が標高 200m 以下の丘陵地と段丘及び主要河谷の谷底平野からなっています。

山岳地帯には高い山は少なく、矢大臣山（964.7m）を筆頭に 500m クラスの山が 21 を数えるのみです。

海岸線の延長は約 60km に及び、夏井川、鮫川等の河口付近では低平地の沖積層が広く発達しています。

市内の丘陵地の大部分は、主として第三紀の堆積岩層からなり、海岸は新舞子などの砂浜地帯を除き海食岸よりなっています。

主な河川水系として市域北部を東西に貫流する夏井川水系、中央部に藤原川水系、南部地域を横断する鮫川水系からなっています。河川数は、本支川あわせて 322 本ありますが、うち 64 本が２級河川に指定されています。

⑷　地質

市内で分布している地層は、新生代の堆積岩層です。市街地は、この堆積岩層の上に形成された第四紀の沖積層及び洪積層で主要河川の流域や河口付近の低平地には広く沖積層が発達しています。岩盤が固く構造的に安定度が高いといわれる火成岩層や変成岩層は山間地域に広く発達しています。

⑸　人口

本市の人口は、石炭産業の衰退とともに、昭和 33 年の 354,744 人をピークに減少を始めましたが、昭和 46 年より増加に転じ、平成６年には初めて 36 万人を突破しました。その後、少子化等の影響から平成 11 年以降は再び人口減少となりましたが、平成 23 年に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故で避難区域等となった双葉郡内の町村等からの避難者を受け入れたことなどにより、一時的に増加に転じました。

令和６年４月１日現在の人口は 318,704 人、世帯数は 141,212 世帯となっています。

⑹　土地利用

本市の土地利用は山林が約 72％（福島県全体は約 70％）、田が約６％、畑が約３％を占めており、広大な森林や農地は、国土の保全や水源の涵養、土砂災害防止のため、重要な役割を果たしています。また、宅地は約６％となっております。

市域面積の約 30％が都市計画区域に指定されており、平・小名浜・勿来・常磐・内郷地区を主に市街化区域とし、これを中心に市街化調整区域等が広がっています。市街化区域のうち、工業系地域は小名浜・勿来地区の沿岸部に集中しています。

⑺　交通ネットワーク

本市では、平成 27 年に全線開通した常磐自動車道をはじめ、磐越自動車道、JR 常磐線、JR 磐越東線等の恵まれた広域交通ネットワークが形成されています。

鉄道は、JR 常磐線が東京～仙台に至る太平洋沿岸に位置する南北の幹線であり、JR 磐越東線はいわき～郡山を連絡する東西の幹線になっています。

路線バスは、新常磐交通（株）により、国道 399 号、県道いわき上三坂小野線及び県道小名浜平線を中心に運行されています。

道路交通は、常磐自動車道や磐越自動車道のほか、国道や主要地方道、県道により地域内の幹線道路ネットワークを形成しています。

また、現在建設中の小名浜道路の開通により、国際物流港湾である小名浜港へのアクセス性が格段に向上することとなり、首都圏等からの広域連携が促進され、交流人口の増加や企業活動の活性化が期待されています。

2　自然災害リスク

⑴　地震・津波災害

本県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性があります。

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、観測史上例を見ないマグニチュード 9.0 の巨大地震と大津波を発生させ、多数の死者・行方不明者を出すなど、甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、原子炉内の燃料損傷により大量の放射性物質が放出され、大規模自然災害と原子力災害が重なる未曾有の複合災害となりました。本市においても、建物の倒壊、ライフラインの遮断、社会システム等の損壊に加え、放射性物質の拡散により、農林水産物等が汚染され、出荷や生産停止、価格低下などの被害が発生するなど、市内全域に風評が及び、あらゆる産業が大きな打撃を受ける事態となりました。

【東日本大震災の概要】

発生日時	平成23年３月11日(金)　14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ約24km）
規模	マグニチュード9.0
震度	６弱
最大津波高	8.57m（平豊間）
人的被害（R2.8.31現在）	直接死293名　関連死138名 死亡認定を受けた行方不明者37名
住家被害（R2.8.28現在）	全壊4,644棟、大規模半壊6,469棟、半壊26,452棟、 一部損壊26,004棟

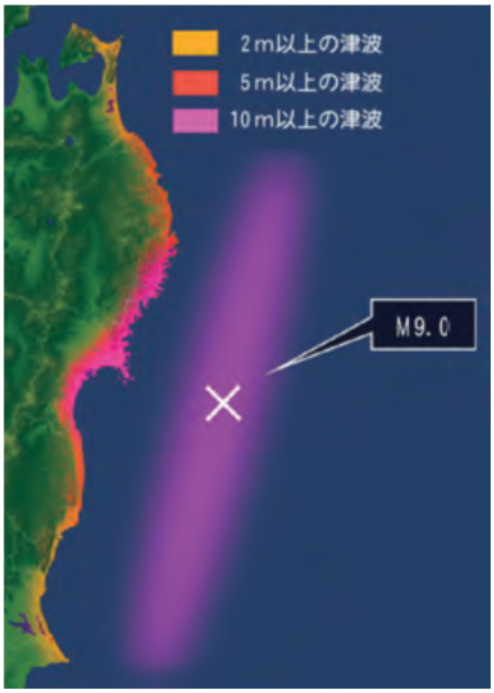

【東日本大震災による被害状況】

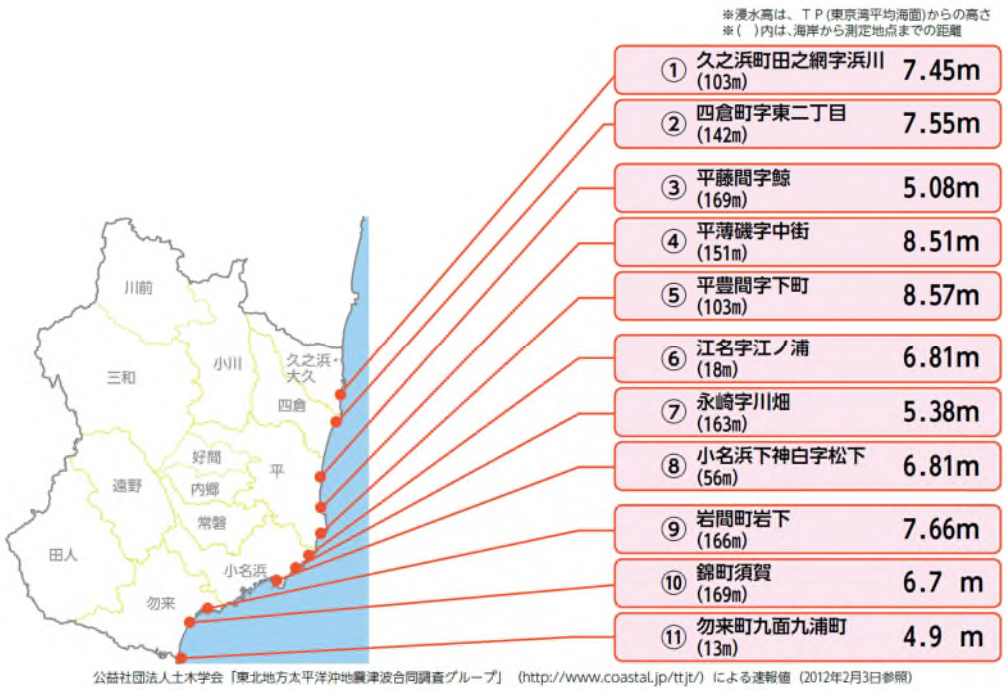

公益社団法人土木学会「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ」（http://www.coastal.jp/ttjt/）による速報値（2012年2月3日参照）

⑵ 風水害・土砂災害

近年、日本各地で短時間型の集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）や、大型化した台風等に伴い発生した線状降水帯の大雨などによる水害が頻発しています。災害発生の要因には、温暖化や都市化など様々な要因がありますが、激しい雨が突然、狭い範囲で短い時間に降ることが多く、予測が難しいとされています。本市においても、平成 25 年４月に、発達した２つの低気圧の影響により、１時間あたりの降水量として 91 ㎜を記録し、住家等の浸水被害 505 棟、崖崩れ 31 箇所と、市街地を中心に大きな被害をもたらしました。

また、令和元年 10 月 12 日から 13 日にかけて本市を直撃した、大型で非常に強い勢力であった台風第 19 号（令和元年東日本台風）により、本市では初めてとなる大雨特別警報が発表され、特に三和地区においては、２日間の総雨量が 448 ㎜になるなど、暴風を伴う記録的な大雨となりました。この豪雨により、夏井川などの河川に決壊等が発生し、多くの尊い命が失われるとともに、平の平窪地区、赤井地区をはじめ、小川地区、好間地区など、広範囲にわたって床上浸水や土砂災害等に伴う住家被害が多数発生したほか、基幹浄水場である平浄水場の被災に伴う断水により、多くの市民の暮らしや企業活動等にも支障をきたし、市内各所において甚大な被害が生じました。

【令和元年東日本台風の概要】

発生年月	令和元年10月12日（土）から10月13日（日）
地区別総雨量	平206㎜、小名浜176㎜、勿来180㎜、常磐243㎜、内郷270㎜、四倉183㎜、遠野296㎜、小川241㎜、好間162㎜、三和448㎜、田人298㎜、川前242㎜、久之浜・大久188㎜
河川氾濫	決壊箇所：10箇所（夏井川、好間川、鮫川） 越水箇所：７箇所（夏井川、新川、宮川、鮫川）
浸水面積	夏井川水系:約1,210ha（夏井川、好間川、新川） 鮫川水系:約65ha（鮫川）
人的被害（R2.9.1現在）	直接死８名、関連死４名、多発性外傷１名
住家被害（R2.9.1現在）	全壊103棟、大規模半壊759棟、半壊3,001棟、 一部損壊1,246棟

【令和元年東日本台風による被害状況】

夏井川の氾濫による浸水被害（平窪地区）

救助の様子（平窪地区）

被災した小川支所（小川地区）

集積された災害廃棄物の状況（好間地区）

崩落した市道の状況（田人地区）

⑶　雪害

平成 26 年２月８日、15 日の大雪は、南岸低気圧の影響により、太平洋側を中心に記録的な大雪となり、本市においても、８日には常磐湯本町で 25cm の積雪を記録、15 日には小川町戸渡地区で約 150 ㎝、川前町外門地区で約 100 ㎝、三和町新田地区で約 100 ㎝、田人町井出地区で約 100 ㎝の積雪が確認され、死者１名（落雪）、軽傷３名の人的被害、住家等の一部破損 21 棟の被害が発生しました。市内全域の降雪となったため除雪作業に長時間を要したほか、約 3,400 戸を超える停電の発生、さらには中山間地域では、一時車両通行が不能となるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。本市における大雪は極めて稀な事象ですが、中山間地域の高齢化、過疎化、除雪の担い手の減少等の状況から、今回の教訓を踏まえ、除雪の事前準備等も含め、大雪に対する災害対策を講じる必要があります。

【平成 26 年２月 15 日の大雪（中山間地域の積雪量）】

第３章　基本的な考え方

１　計画策定の進め方

強靭化の施策を総合的・計画的に推進するため、以下の手順により策定を行います。

・STEP1　地域を強靭化する上での目標の明確化（第３章）
・STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）の設定、施策分野の設定（第３章）
・STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討（第４章）
・STEP4　リスクへの対応方策の検討（第４章）

２　基本目標

国の基本計画を踏まえ、本市における強靭化を推進する上での基本目標として、次の４項目を設定します。

① 人命の保護が最大限図られること
② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興が図られること

３　事前に備えるべき目標

基本目標の実現に向け、国の基本計画を踏まえ、事前に備えるべき目標として、次の８項目を設定します。

① 直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③ 必要不可欠な行政機能は確保する
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

４　強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の趣旨と基本目標を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進します。

⑴　適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、県、本市、市民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担のもと、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

⑵　効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

⑶　地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

５　想定する災害（リスク）

あらゆる大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえるとともに、本市の過去の災害歴等から、次の自然災害を想定リスクとします。

地震、 津波、 風水害、 土砂災害、 雪害

6　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画や県地域計画を踏まえ、８つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本市の地域特性を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される 31 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

7　施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靭化施策分野として、次の９つの個別施策分野と２つの横断的分野を設定します。

＜個別施策分野＞

施策分野		関連する施策
1	行政機能・消防等	行政機能の維持や消火・救助、避難所となる公共施設の安全に係る施策　等
2	住宅・都市	住宅や都市機能の維持に係る施策　等
3	保健医療・福祉	避難行動要支援者や災害時の医療及び防疫に係る施策　等
4	ライフライン・情報通信	災害発生時のライフラインの防災対策と市民への災害情報伝達手段に係る施策　等
5	経済・産業	災害発生時の風評被害や民間事業者の業務継続に係る施策　等
6	交通・物流	迅速な救助や復旧復興のための道路機能等の強化に係る施策　等
7	農林水産	食料安定供給のための農地保全　等
8	環境	気候変動に対応したエネルギー施策や被災地の環境保全に係る施策　等
9	国土保全・土地利用	災害リスク緩和のための土地利用に係る施策　等

＜横断的分野＞

10	リスクコミュニケーション	市民との防災意識の共有に係る施策　等
11	耐震化・長寿命化対策	公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策　等

第４章　脆弱性評価と推進方針

大規模自然災害に対する脆弱性を分析・評価することは、国土強靱化に関する施策を効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本市としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、「施策分野」の設定に基づき、関連する個別施策を洗い出し、施策の進捗状況の把握と課題を分析するとともに、脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策の推進方針を定めました。

１　直接死を最大限防ぐ

（１－１）　地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●住宅の耐震化

脆弱性評価	地震による住宅の倒壊などの被害を未然に防ぐため、住宅の耐震性を確保する必要があるが、本市の住宅の耐震化率については、「いわき市耐震改修促進計画（改定）」において、平成 30 年度で 88.4％（平成 30 年住宅・土地統計調査を基にした推計）となっており、令和 12 年度の目標を概ね解消と設定し、耐震化を進めているところである。引き続き、旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を図るため、所有者への啓発、耐震診断、耐震改修を促進する必要がある。
推進方針	住宅は生活の基盤であり、大地震から人命を保護するため、市は、国・県と連携し、所有者等に対して、住宅の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断者派遣事業、耐震改修支援事業の活用を勧めながら、住宅の耐震化の促進を図る。

【都市建設部】

●建築物の耐震化

脆弱性評価	地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防ぎ、人命の保護及び経済被害額を減少させるため、建築物の耐震性を確保する必要があることから、「いわき市耐震改修促進計画（改定）」に、多数の者が利用する学校等の施設で一定規模以上の「特定建築物」や、庁舎や避難施設等の「防災上重要建築物」を位置づけ、建築物の耐震化を図っているところである。本市における特定建築物の耐震化率は、令和３年度で 87.9％となっており、引き続き、所有者等への啓発を図るとともに、更なる耐震化を促進する必要がある。
推進方針	建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、市は、国・県と連携し、耐震性のない建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修工事への助成を行い、建築物の耐震化の促進を図る。

【都市建設部】

（1－1） 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●学校施設の老朽化対策等

脆弱性評価	本市公共施設の約３割を占める学校施設であるが、そのうち約５割の施設が築 40 年以上経過し、老朽化が進んでいるため、外壁落下等による事故が懸念されるとともに、今後の施設の維持・更新においても多額の費用を要することが想定される。また、少子化により、児童生徒が減少し、空き教室も増えているため、今後、規模の適正化を図っていく必要がある。一方、災害時には避難所として活用するなど、地域防災拠点としての役割も求められているため、トイレを洋式化するなどの機能改善が求められている。
推進方針	本市の教育環境における安全と安心が確保されるよう、学校施設の鉄骨・鉄筋の腐食対策やライフラインの更新などの長寿命化改修を実施する。 また、発災時における児童生徒等の事故防止を図るとともに、災害時に避難所になることも踏まえ、外壁改修等の必要な工事を実施する。 さらに、児童生徒等の衛生・健康の保持や施設の感染症対策等を目的としたトイレの洋式化改修についても計画的に実施する。

【教育委員会事務局】

●公立保育所の耐震化・長寿命化

脆弱性評価	耐震不足や老朽化が著しい公立保育所について、各施設の耐震診断結果に加え、老朽化や利用状況等も踏まえながら、計画的に改築及び耐震補強工事等を進めており、引き続き施設の計画的な整備を図る必要がある。
推進方針	本市の保育環境の改善や安全性が確保されるよう、老朽化や利用状況等も踏まえながら、公立保育所の改築及び耐震補強工事等を計画的に進める。

【こどもみらい部】

（1－1） 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●私立認可保育所等、私立認定こども園等の耐震化・長寿命化

脆弱性評価	私立認可保育所等に対し、待機児童の解消や施設の耐震化、老朽化対策などを目的として、改築や改修等に要する経費の一部を補助している。また、私立幼稚園等に対して、認定こども園としての基準を満たすための施設整備をはじめ、認定こども園の園舎の耐震化や防犯対策に要する経費の一部を補助している。今後も子どもたちの環境改善や安全確保に向けた整備を促進する必要がある。
推進方針	耐震化、老朽化対策等を目的とした改築や改修等に伴う経費の一部を補助することで、子どもたちの環境改善や安全確保に向けた整備を促進する。

【こどもみらい部】

●社会福祉施設等の耐震化等

脆弱性評価	社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な障がい者等が多く利用していることや、福祉避難所としての役割もあることから、利用者や避難者の安全・安心のため、建物の耐震性の確保や老朽化対策等が必要である。本市では、耐震化整備等の防災・減災対策を実施する事業者に対して整備費用の一部を助成している。
推進方針	事業者による施設の耐震改修、倒壊の危険性があるブロック塀の改修、非常用自家発電設備や給水設備の整備等への助成を引き続き実施し、社会福祉施設等の防災・減災対策を促進する。

【保健福祉部】

（1－1） 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●市営住宅の長寿命化等

脆弱性評価	本市が管理する 107 団地 7,897 戸の市営住宅の約 4 割が昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半に建築されており、老朽化が進んでいる現状である。予防保全的管理の観点から、躯体や設備等の安全性の向上を図る必要があることから、「いわき市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の長寿命化に取り組んでいる。
推進方針	市営住宅の長期的な安全性と居住性の向上を確保するため、「公営住宅ストック総合改善事業」を推進し、外壁や給水管の改修等を計画的に行っていく。

関連数値指標	現状値	目標値
外壁改修率	39％（R2）	70％（R6）
給水設備改修率	63％（R2）	90％（R6）

【土木部】

●庁舎機能の確保

脆弱性評価	大規模災害時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応等を進める必要がある。このことから、特に災害対策本部が設置される本庁舎や災害対策地区本部が設置される支所については、平常時から来庁者の安全確保に努めるとともに、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要がある。
推進方針	本市においては、東日本大震災を踏まえ、平成 24 年 9 月に「庁舎耐震補強計画」を策定し、耐震基準を満たしていない庁舎について、順次、耐震改修を実施してきたところであり、引き続き、耐震化等を推進していくとともに、災害時にも必要な行政機能を維持するため、庁舎の建て替え等に合わせて非常用発電装置の設置をはじめとした施設整備等を推進していく。

【総務部】

（1－1） 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●公民館の老朽化対策等

脆弱性評価	本市は37館の公民館を設置しているが、そのうち27館が築30年以上を経過しており、老朽化が進んでいる状況である。公民館は年間約70万人の市民が利用しており、施設の安全性の確保が重要であるが、そのためには、今後の施設の維持・更新に多額の費用を要することが想定される。また、災害時には避難所として活用するなど、地域防災拠点としての役割も求められているため、トイレを洋式化するなどの機能改善が必要である。
推進方針	「文化センター個別管理計画」及び「公民館施設管理計画」に基づき、構造体の劣化対策を要する建物について、コンクリートの中性化や鉄筋の腐食対策、ライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化やユニバーサルデザイン化、トイレの洋式化など、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を計画的かつ効率的・効果的に行う。

【教育委員会事務局】

●その他の公共施設等の改修・更新

脆弱性評価	公共施設等の老朽化対策等については、長期的な視点で改修や更新時期等を把握するとともに、防災・減災に配慮した施設となるよう、計画的に改修・更新を実施する必要がある。
推進方針	公共施設等の老朽化対策等については、維持補修等の必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える施設も多く見込まれることから、長期的な視点で改修や更新時期等を把握するとともに、防災・減災に配慮した施設となるよう、計画的に改修・更新を進めていく。

【関係部等】

（1－1） 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●大規模盛土造成地調査

脆弱性評価	国が抽出した大規模盛土造成地を対象に、詳細な調査の必要性を判断するため、現在調査を行っているところであるが、市内に約 600 の対象箇所があり、調査に際して、住民への説明や理解が必要である。
推進方針	大規模盛土造成地に対し、造成年代調査、現地踏査を実施し、詳細な調査の必要性や優先度を評価する計画を作成した後に、必要に応じて造成地の安全性を確認するため詳細な調査を実施する。

【都市建設部】

●空き家対策の推進

脆弱性評価	平成 29 年度から令和元年度の３カ年で、市内全域の空き家の実態調査を実施した結果、3,713 軒の空き家を特定している。この中には、管理不全な空き家もあり、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生の危険性も考えられる。また、倒壊した空き家の管理者が不明の場合、所有者による除却が進まないまま放置されるなど、復旧・復興の妨げとなる恐れがある。こうした状況を踏まえ、「第二次いわき市空家等対策計画」（令和４年３月策定）に基づき、空家化の予防、空き家の流通・活用を促進するとともに、管理不全な空き家について適切な対策を行う必要がある。
推進方針	「第二次いわき市空家等対策計画」に基づき、空家化の予防、関係団体と連携した空き家の流通・活用を促進させる。管理不全な空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空家等については、特定空家等として行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保する。

【都市建設部】

（1－1） 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●中心市街地の再開発等の推進

脆弱性評価	中心市街地に位置するいわき駅周辺においては、都市機能の更新が進められてきているが、並木通り地区においては、いわき駅に隣接しているにもかかわらず、国道 399 号に面して、短冊状の細分化された土地に低層の老朽建物が立地し、小規模店舗や事務所などに利用されており、木造家屋や非耐震化建築物の密集地帯における災害の危険性の増大が問題視されていることから、より安全な中心市街地を形成する必要がある。
推進方針	いわき駅並木通り地区市街地再開発事業において、敷地を統合するとともに共同化された施設建築物の整備を行い、土地の高度利用を図りつつ、道路、広場などの整備を一体的に行うことにより、ゆとりのある安全で快適な都市空間の形成を推進する。

【都市建設部】

●公園施設の長寿命化

脆弱性評価	広大な市域に 276 箇所の都市公園（うち本市所管 269 公園）を有しているが、供用開始から 20 年以上経過している公園が所管全公園の約８割となっており、公園施設の老朽化が進行している状況であることから、「いわき市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園利用者の安全性の向上とともに、適正管理による施設の長寿命化を図る必要がある。
推進方針	安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取組を推進し、健全度調査等で改善が必要と判断された公園施設については、「いわき市公園施設長寿命化計画」に基づき改築・更新を実施し、公園利用者の安全性の向上とともに、適正管理による施設の長寿命化を図る。

【都市建設部】

（1－1） 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●都市計画道路の整備

脆弱性評価	都市計画道路については、安全で安心な都市交通の確保はもとより、災害時においても円滑に避難所へアクセスできる道路空間の整備が必要である。
推進方針	第二次いわき市都市計画マスタープラン及びいわき市立地適正化計画における将来都市構造や都市計画道路網の整備方針と整合を図るとともに、関係機関と連携し、地域との合意形成を図りながら、調査等の取組を進めていく。

関連数値指標	現状値	目標値
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路勿来常磐線　約 900m	工事施工中	完成（R11）
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路須賀三枚笈線　約 1,400m	工事施工中	完成（R11）
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路錦東幹線　約 600m	工事施工中	完成（R11）
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路錦西幹線　約 600m	工事施工中	完成（R11）

【都市建設部】

（1－1） 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●道路メンテナンス事業

脆弱性評価	「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」に基づき、道路パトロール等による日常点検と５年に一度の定期点検により、道路構造物の状態を早期にかつ的確に把握し、早めの修繕を計画的・継続的に実施しており、将来にわたる道路交通ネットワークの安全性・信頼性を確保する必要がある。
推進方針	維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を目的として、「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」を策定しており、定期的な点検や重要度と健全性の指標による整備の優先順位付けなどの対策をとることにより、緊急輸送道路などをはじめとした、道路交通ネットワークの安全性と信頼性の確保を図っていく。

関連数値指標	現状値	目標値
修繕工事を実施した橋梁数	32 橋（R4）	75 橋（R7）
修繕工事を実施したトンネル数	0 箇所（R4）	4 箇所（R7）
修繕工事を実施した道路付属物数	0 箇所（R4）	1 箇所（R7）
点検した橋梁数（R1～R5：2 巡目）	1,467 橋（R4）	1,842 橋（R5）
点検したドンネル数（R1～R5：2 巡目）	7 箇所（R4）	9 箇所（R5）
点検した道路付属物数（R1～R5：2 巡目）	20 箇所（R4）	26 箇所（R5）

【土木部】

●道路に面しているブロック塀の安全対策

脆弱性評価	道路に面して設置されたブロック塀等の所有者に対し、当該塀の撤去に要する費用の一部を補助しており、倒壊等による事故を未然に防ぐために、引き続き制度の拡充・継続が必要である。
推進方針	倒壊時に危険が生じる恐れのあるブロック塀等の所有者に対し注意喚起・制度の周知を行い、避難路における安全対策を図っていく。

【都市建設部】

（1－1） 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●無電柱化の推進

脆弱性評価	都市計画道路掻槌小路幕ノ内線は、いわき駅北口交通広場へのアクセス道路として、また、災害時には避難所ともなる平第二小学校並びに平商業高校の通学路として、本市の都市計画道路ネットワークの形成に欠かせない、極めて重要な路線である。しかしながら、本路線は幅員狭隘であり、歩車道が分離されておらず、通勤、通学、買い物等の歩行者や自転車利用者は自動車が往来する車道を通行し、大変危険な状況にある。これらを踏まえ、本路線の拡幅整備とともに、電線共同溝による無電柱化を進め、災害時における電柱倒壊に起因する交通ネットワーク、通信インフラの遮断等を回避し、安全で円滑な通行空間等の確保が必要である。
推進方針	道路拡幅及び無電柱化については、安全で円滑な通行空間の確保、災害時のアクセス道路としての機能向上に大きく寄与することから、沿線地権者の協力を得ながら、可能な限り、早期完成へ向け整備を進める。

【土木部】

●危険物施設の災害予防

脆弱性評価	危険物は、その貯蔵又は取扱い（以下「貯蔵等」という。）上の不備が直ちに災害発生の原因となり、災害時に被害を拡大する要因となることから、危険物貯蔵等施設に対して自主保安対策を講じさせるとともに、関係者と協力しながら危険物施設の災害を予防する必要がある。
推進方針	危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、予防査察指導を強化する。また、危険物貯蔵等事業所に対し、危険物に関する知識の普及啓発を図り、関係機関及び隣接する危険物貯蔵等事業所との相互応援協定の締結を促進して、効率の高い保安体制を確立するよう指導する。さらに、危険物施設の点検及び安全性評価を定期に行わせるとともに、自主保安対策を強化させるため、具体的な災害を想定した予防規程等の整備及び実践的な防災訓練等の実施について指導する。

【消防本部】

（1－2） 大規模津波等による多数の死傷者の発生

●津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成

脆弱性評価	平成 28 年 11 月、東日本大震災後初となる津波警報を受け、沿岸部における地区住民が一斉に自動車で避難したことにより交通渋滞が発生し、震災後の課題が改めて浮き彫りとなった。この課題を踏まえ、防災情報等を迅速かつ的確に市民に周知するため、緊急速報メール（エリアメール）をはじめとした市防災メール、フェイスブックやツイッター等の SNS を活用した防災情報の配信、さらにはテレビや FM いわき等の放送による情報の発信などの多種多様な手段を活用した情報伝達の多重化に加え、津波ハザードマップの作成、「津波災害時における自動車による避難ガイドライン」の作成、津波避難場所表示板や津波避難場所誘導表示板等の整備、沿岸地区を対象とした自動車避難訓練を実施しているところである。
推進方針	津波災害時の避難方法は、最寄りの津波避難場所や高台などへ原則徒歩としつつ、最寄りの津波避難場所や高台まで相当な距離がある場合や避難行動要支援者等徒歩での避難が困難な場合など、やむを得ず自動車により避難する場合が想定されることから、そのような場合は、徒歩による避難行動を妨げることのないよう、かつ、津波浸水想定区域より内陸部へ移動するよう促すこととする。避難ルートや一時避難場所等については、今後、地区防災マップや地区防災計画の作成、防災訓練への参加促進等を通して、最小限の範囲内で自動車等による避難を検討することとし、また、津波警報等の情報を入手する手段及び津波ハザードマップでの想定区域や想定浸水深などの再確認を周知徹底する。なお、津波ハザードマップについては、福島県において、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成 31 年３月 20 日に公表した津波浸水想定の結果を使用し、マップの改訂版を作成、沿岸部の全世帯に配布するなど、住民の津波に対する防災意識の向上を図る。

【危機管理部】

（1－2） 大規模津波等による多数の死傷者の発生

●港湾施設の維持管理・防災体制の強化

脆弱性評価	東日本大震災において、港湾施設や臨海道路が崩壊するなど甚大な被害が発生し、一時すべての貨物輸送機能を失う事態に陥った。 資源・エネルギー取扱拠点港である「国際バルク戦略港湾（石炭）」に東北地区で唯一選定されるなど、小名浜港の重要性がますます高まる中、大規模災害時においても、継続的な物流機能を確保できるよう、耐震強化岸壁や臨港道路等の必要な施設管理と防災体制の構築が求められる。
推進方針	大規模災害が発生した場合であっても、福島県の重要港湾である小名浜港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、施設の適切な維持管理及び計画的な施設の更新、さらには防災及び緊急時対応の体制強化に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。

【産業振興部】

●漁港施設の整備

脆弱性評価	東日本大震災においては、岸壁、漁船、市場、水産加工場など水産業にとって重要な漁港施設に加え、漁港を取り巻く関係産業にも甚大な被害が発生した。漁港は、漁業の基地となるだけでなく、漁獲物の水揚げ、流通、加工等の機能が集積する水産業の基盤施設であるため、津波・地震に対する防災機能を強化するために必要な施設整備の推進が求められる。
推進方針	漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤等に関して、津波・地震に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備の推進と、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。

【農林水産部】

（1－2） 大規模津波等による多数の死傷者の発生

●防潮水門の維持管理	
脆弱性評価	東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として、防潮水門及び陸閘の整備が県・市により進められ、これまでに県によって滑津川水門、弁天川水門、神白川水門、中田川水門、中之作陸閘が整備され、市においても境川水門、天神前川水門の整備を行ってきたところである。今後は、県・市ともに、整備された水門の適切な運用と計画的な維持管理を実施する必要がある。
推進方針	津波や高潮の被害から住民の生命や財産を守るため、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組むこととし、県に対しても、同様の取組を行うよう、働きかけていく。

【土木部】

（１－３） 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

●河川改良事業等の推進

脆弱性評価	近年の台風接近数の増加や、局所的集中豪雨(ゲリラ豪雨)の多発、または都市化の進展に伴う雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが増大しており、浸水対策が急務となっている。このことから、氾濫の被害リスクを低減するため、河川改良事業の実施により、流下断面を確保し河川を安全で良好な状態に保つことが重要となっている。
推進方針	台風等の豪雨に伴う、氾濫による浸水被害が深刻化しており、被害軽減を図ることが急務であり、県では、地域の安全・安心を確保するため、令和元年東日本台風により被災した二級河川夏井川、好間川において、改良復旧事業を令和元年度から令和５年度まで実施する計画であり、また、夏井川河口部においても治水対策事業が進められていることから、引き続き着実に実施するよう県に求めていく。 また、市としても、夏井川・好間川の支川を含む準用河川・普通河川の改良を緊急かつ重点的に推進していく。 ＜県の主な取組＞ ・二級河川夏井川水系　夏井川・好間川改良復旧事業（災害復旧助成事業） ・夏井川河口部治水対策事業 ＜市の主な取組＞ ・流域治水プロジェクト・緊急重点河川改良事業

【土木部】

（１－３） 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

●河川等堆積土砂撤去事業の推進

脆弱性評価	今後の気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化を見据えると、河川の維持・管理はより一層重要となる。特に、河道内の土砂堆積（樹木繁茂）の進行等による流下断面の阻害は、住民等の安全・安心が脅かされるとともに、社会経済活動にも甚大な影響を及ぼしかねない。このことから、地方公共団体（県及び市）が管理する河川における事前防災として、堆積土砂（樹木繁茂）対策の計画的な実施により、流下断面を継続的に確保し、河川を安全で良好な状態に保つことが重要となっている。
推進方針	堆積土砂（樹木の繁茂）対策を計画的に実施するため、堆積状況が顕著であり、かつ、河川背後地における人口・資産（家屋、農地等）の状況、河道特性等を考慮した上で、「緊急浚渫推進事業計画（河川）」を策定し、計画に沿った状態把握、河川の点検、河道掘削等の実施を着実に行う。また、県においても、県が管理する二級河川にて、順次、河道掘削等の推進を図ることとしており、引き続き着実に実施するよう求めていくとともに、今後も県と連携しながら、事業の推進を図ることとする。 ＜県の主な取組＞ ・二級河川夏井川水系　夏井川・好間川改良復旧事業（災害復旧助成事業） ＜市の主な取組＞ ・流域治水プロジェクト・緊急重点河川等堆積土砂撤去事業

【土木部】

（１－３） 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

●河川洪水ハザードマップの作成

脆弱性評価	河川洪水による浸水の危険性のある区域等を示した河川洪水ハザードマップについて、県が指定した浸水想定区域等をもとに、本市では平成 11 年度より６水系 10 河川についてマップを作成していたが、水防法の改正に伴い、県の新たな浸水想定が公表されたことから、令和２年７月に夏井川水系・鮫川水系の２水系９河川について、令和３年９月に蛭田川水系・藤原川水系・滑津川水系・大久川水系の４水系 15 河川についてマップの改訂を行った。今後、県ではさらに、その他の二級河川についても浸水想定区域の指定を進める予定であることから、県での指定が完了次第、本市においてもマップの改訂が必要となる。
推進方針	市は、県が指定した浸水想定区域等をもとに、住民目線でわかりやすい避難情報の提供に心がけ、住民がマップをもとに、災害発生前にしっかり勉強する場面や災害発生時に緊急的に確認する場面などを想定し、自らの判断で適切な避難が行えるよう作成・公表するものであり、住民にあらかじめ認識を持ってもらい、迅速な避難行動を図るなど、洪水被害を最小限に止めることを目的としている。今後も県の指定に合わせ、継続してマップの整備を推進していく。

【土木部】

●ため池ハザードマップの作成

脆弱性評価	平成 30 年７月の西日本豪雨により、多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年７月）が制定されるとともに、決壊時の浸水想定区域内に家屋や公共施設等が存在するため池について、「防災重点農業用ため池」として県が指定することとなった。これを受け、防災重点農業用ため池については、国の方針に基づきハザードマップを作成し、浸水想定区域の周辺住民へ周知する必要がある。
推進方針	緊急時の迅速な避難行動を促すため、すべての防災重点農業用ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知する。

関連数値指標	現状値	目標値
ハザードマップ作成箇所数	52 箇所（R2）	163 箇所（R7）

【農林水産部】

（1－3） 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

●下水道施設の浸水対策

脆弱性評価	本市では、市街地の浸水被害の軽減を図るため、雨水管渠やポンプ場等の整備を進めるとともに、内水ハザードマップの公表や雨水流出抑制施設等設置補助を実施している。近年、気候変動の影響に伴う降雨量の増加やゲリラ豪雨の頻発等により、現行の計画規模を超える降雨が発生し、浸水リスクが高まっていることから、その影響を踏まえた下水道施設（公共下水道、都市下水路、地域汚水処理施設及び農業集落排水処理施設）の整備を推進するとともに、市民の自助・共助による減災対策や防災意識の向上を図る必要がある。
推進方針	気候変動の影響を踏まえた新たな計画規模の降雨に対する浸水被害を防ぐため、雨水管渠やポンプ場等の整備を進めていくとともに、河川氾濫や津波等の災害時においても、一定の下水道機能を確保するため、施設の老朽化対策に併せて、計画的かつ効率的に耐水化及び防水化を実施する。また、自助・共助による浸水被害の軽減を図るため、引き続き内水ハザードマップの公表により浸水リスクを周知するとともに、雨水流出抑制施設や止水板の普及に向けた取組を進めていく。

【生活環境部】

●防潮水門の維持管理 （再掲）

脆弱性評価	東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として、防潮水門及び陸閘の整備が県・市により進められ、これまでに県によって滑津川水門、弁天川水門、神白川水門、中田川水門、中之作陸閘が整備され、市においても境川水門、天神前川水門の整備を行ってきたところである。今後は、県・市ともに、整備された水門の適切な運用と計画的な維持管理を実施する必要がある。
推進方針	津波や高潮の被害から住民の生命や財産を守るため、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組むこととし、県に対しても、同様の取組を行うよう、働きかけていく。

【土木部】

（１－３） 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

●ダムの維持管理	
脆弱性評価	県が管理する小玉ダム、高柴ダム、四時ダムは大雨が降った場合に一度に下流に流れて水害が起きないよう洪水を軽減する機能を有しているが、気候変動の影響等によりダムの洪水調整機能を上回る異常洪水の発生に備え、ダム管理者による効果的なダムの操作、関係機関が連携した防災情報の共有や住民への周知を充実させる必要がある。
推進方針	ダム下流域の防災・減災のため、ダム管理者（県）による適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組むよう働きかけていく。

【土木部】

（1－4） 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

●急傾斜地崩壊対策

脆弱性評価	土砂災害危険箇所 1,625 箇所のうち、住家被害の危険性が高い急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（621 箇所）について、県いわき建設事務所が対応可能である 554 箇所の工事を基本に進められている。毎年１～２箇所ずつ対策工事が完了し、令和２年度までに完了した箇所は 159 箇所となっており、進捗率は 25%となっている。このようなことから、早期に、事業主体である県に対して、影響度や危険度の高いものから対策を実施するよう働きかけ、事業の促進を図る必要がある。
推進方針	本市は、土砂災害危険箇所が 1,625 箇所と県内でも多く、大雨等に伴う土砂災害により、市民の生命・財産等へ被害が及ぶ恐れがある。土砂災害を未然に防ぎ市民を守るため、今後も県と連携を図りながら、県の整備計画に合わせ、急傾斜地崩壊対策事業を促進させていく。

【土木部】

●土砂災害警戒区域総括図の作成

脆弱性評価	県では、市内の土砂災害危険箇所 1,625 箇所について、土砂災害防止法に基づき、基礎調査の上、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っている。令和４年３月１日までに 1,446 箇所の指定が完了しており、すべての土砂災害危険箇所について、土砂災害警戒区域等の指定を行う見込みである。また、市においては、土砂災害警戒区域総括図を活用して、土砂災害の恐れのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取組が必要である。
推進方針	県では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行っており、市において、土砂災害情報の市民への提供、災害時における情報伝達等に活用するため、指定された地区の土砂災害警戒区域総括図の整備を推進していく。

【危機管理部】

（1－4） 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

●森林の整備・保全

脆弱性評価	林業の衰退により森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されていることから、自然斜面を対象に、治山事業により斜面等の安定化・災害防止、及び森林の維持造成を通じて山地災害から市民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成を図る必要がある。
推進方針	山腹崩壊、山地災害が発生した箇所もしくは発生の恐れがある箇所において、法面の保護や土留め等の山腹工事を行い、市民生活の安定を図る。また、平成 31 年 4 月に施行された森林経営管理法に基づき、林業経営の持続的発展と森林の公益的機能の発揮を目的に、適切な森林管理を行う森林経営管理制度による森林整備の推進を図る。さらに、森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、林業の作業効率・生産能力の向上に必要な高性能林業機械の導入を支援していく。

【農林水産部】

●土砂災害防止対策の推進

脆弱性評価	がけ地等の崩壊等により生命に危険を及ぼす恐れのある区域に居住する住民の安全の確保を目的に、危険住宅からの移転または土砂災害対策建築物への改修を進める必要がある。
推進方針	近年は、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年台風第 19 号等により土砂災害が発生していることから、危険住宅からの移転または土砂災害対策建築物への改修を推進し、がけ地等の崩壊等により生命に危険を及ぼす恐れのある区域に居住する住民の安全の確保を図る。

【都市建設部】

（1－5） 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生

●道路の除雪対策

脆弱性評価	坂道や日陰などで凍結しやすい道路への融雪剤の事前配置、積雪深が５cm～10cm 以上となった場合に除雪作業を実施している。また、中山間地域などで、降雪により孤立が懸念される地区については、冬期間の初期に除雪車両を現地に配備し、早急に除雪作業に取りかかれるよう準備をしている。しかしながら、国・県道を経由する地区については、国・県道の除雪完了後に市道の除雪が行われるため、作業が完了し通行の確保までに時間を要することが課題である。
推進方針	従来、除雪作業はそれぞれの道路管理者が実施しているが、幹線道路である国･県道の除雪が完了したのちに市道の除雪が行われる地区などがあることから、国・県道の除雪に市が協力するなど、地域の実情に応じた除雪体制の構築に努める。

【土木部】

（１－６） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●住民への情報伝達手段の充実

脆弱性評価	東日本大震災の教訓から、防災情報等を迅速かつ的確に市民に周知するため緊急速報メール（エリアメール）をはじめ、防災メール、フェイスブックやツイッター等の SNS を活用した防災情報の配信、さらにはテレビや FM いわき等の放送による情報の発信など、多種多様な手段を活用した情報伝達の多重化を図っている。 また、高齢者等、情報入手が困難な方々への情報伝達の取組として、消防車両等による速度を落とした確実かつきめ細かい広報活動のほか、防災ラジオの貸与対象者を高齢者等に拡大するとともに、消防団詰所における消防サイレンを有効活用し、サイレン吹鳴を実施する。 そのほか、河川洪水に係る情報については、国県等のサイトにアクセスし、情報収集や状況整理を行っている状況であり、情報確認手段や避難判断の効率化などが必要である。
推進方針	防災情報等を迅速かつ的確に伝達する観点から、「逃げ遅れゼロ」、「災害死ゼロ」を達成すべく、防災行政無線の屋外拡声子局、戸別受信機（防災ラジオを含む）をはじめとした、現在運用している各種の情報伝達手段について、情報伝達能力の課題や費用対効果等を踏まえ、配備と運用の充実を検討する。 また、固定電話を活用した一斉電話サービスについて、更なる情報伝達手段の多重化を図る観点から、中核市等を対象に、実施状況等について調査研究を行い、課題の整理を行いながら導入について検討する。 そのほか、河川洪水に係る情報の迅速な収集・分析による的確かつ迅速な避難情報発令を支援するシステムを整備するとともに、市民に対し河川洪水情報・避難情報等をわかりやすく伝達する情報サイトを整備する。

【危機管理部、土木部】

（１－６） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●外国人に対する情報提供等

脆弱性評価	市内に居住する外国人は年々増加しており、外国人は言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されることから、災害情報を迅速かつ確実に周知または伝達する体制を整備する必要がある。
推進方針	外国人が安心・安全な生活を送るうえで必要不可欠な「防災」を常日頃から意識し、平時のコミュニケーション支援や生活相談、市政に関する情報提供に加え、やさしい日本語の普及や外国人への防災知識の普及啓発等に努めていく。

【市民協働部】

●避難場所・避難所の標識の設置

脆弱性評価	災害時等における住民の円滑な避難誘導を目的として、指定避難所（207箇所）や指定避難場所（286箇所）ごとに誘導表示板や案内表示板を設置しているが、老朽化の著しい表示板も多くあることから、計画的に修繕していく必要がある。
推進方針	老朽化の著しい表示板を中心に、計画的に修繕を実施する。

【危機管理部】

（１－６） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●避難行動要支援者対策の推進

脆弱性評価	災害時に自力で避難することが困難な要介護者や障がい者など(避難行動要支援者）の名簿を作成し、同意が得られているものについては、自主防災組織や民生・児童委員、地域包括支援センターなどの地域の関係者へ名簿情報を提供している。避難行動要支援者を地域の関係者が把握することで、避難時に孤立することを防ぎ、地域で必要な支援を受けられるよう、平時からの声掛けや見守り活動などの体制構築を目指している。しかしながら、令和６年２月末時点での対象者が 14,203 人であるのに対し、同意者は 7,162 人と半数程度であり、同意のある者でも支援者がいないケースが多いことが課題となっている。
推進方針	災害時には、地域による避難支援が有効であることから、制度周知及び未同意者への登録勧奨を行い、同意者に対しては、災害発生時の避難方法等を日頃から確認する個別の避難支援計画作成、及び個別計画に基づいた避難訓練を実施していく。また、災害情報や避難情報が確実に伝わる手段の検討を推進する。

【保健福祉部】

●外国人を含む来街者の避難誘導

脆弱性評価	観光旅行者は、本市の地理に不慣れであることに加え、外国人は、言葉や生活習慣の違いにより、災害への適切な対応が出来ないことが予想されるため、災害時の情報入手や、安全な場所への避難など、一連の行動において、支援が必要であることから、迅速かつ円滑な避難が必要とされる津波への対策として、沿岸地域を中心に、ピクトグラム、いわゆる絵文字や図記号を表記するとともに、日本語と英語を併記した各種表示板の整備や外国人を含む観光旅行者に対する、わかりやすい情報の提供として日本語、英語、中国語、韓国語の４カ国語表記による津波避難場所案内板の整備に取り組んできたところである。
推進方針	多言語によるハザードマップの作成や災害時の情報提供、防災訓練を通じた避難所における受入れ体制の整備等について検討するなど、外国人等に配慮した適切な災害対応に取り組む。

【危機管理部】

（１－６） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●指定避難場所・避難所の確保

脆弱性評価	東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、自然災害のリスクが少なく安全性の高い公共施設を中心に、避難場所 286 箇所、避難所 207 箇所を指定している。また、分散避難を促進するため、災害時常時開設避難所の拡大をはじめ、地区住民に身近な集会施設である地区集会所等について、施設の設備や安全性等の確保が可能な施設を地域独自に設置・運営する一時避難場所として活用するほか、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い方への対応として、ホテル・旅館等を活用することとしている。さらには、感染症対策としての衛生用品やパーティション等の確保のほか、避難所の環境整備等を図る観点から、災害時非常用トイレの拡充や学校校舎の活用に加え、民間事業所と電力不足を補うための電気自動車の活用をはじめ、段ボールベッドの導入や混雑状況等を提供する民間システムの活用等に係る災害時応援協定を締結している。
推進方針	市民が避難をためらうことのないよう、引き続き災害時における避難行動のあり方等について周知を図りながら、更なる避難環境の整備を図るため、河川洪水等の浸水区域内においては、一時的に高台に位置する事業者等の駐車場などの施設や、洪水や土砂災害、津波等の危険が及ばない区域においては、市民が一時的に避難できる施設など、民間が所有・管理する施設の積極的な活用について、関係機関や団体等と連携を図りながら、検討を進めていく。また、誰もが安心して避難できる環境の確保を図る観点から、災害時非常用トイレやトイレカーの導入に加え、避難所のトイレの洋式化等について検討する。

【危機管理部等】

（１－６） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●福祉避難所の確保

脆弱性評価	平成 26 年３月の地域防災計画の改定において、いわきゆったり館などの公共施設に加え、協定を締結した民間団体が運営する社会福祉施設を福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の設置・運営マニュアルを策定した。福祉避難所の早期開設に向け、協定締結施設における避難者受け入れ体制を整備するとともに、福祉避難所への避難対象者を明確にする必要がある。
推進方針	福祉避難所の開設時期及び避難対象者の要件等について、関係機関と協議するとともに、協定締結施設における避難者受入体制を定期的に確認し、災害発生時に避難者を円滑に受け入れられる体制を整備する。また、必要に応じ、協定及び福祉避難所設置・運営マニュアルの改訂を行う。

【保健福祉部】

●幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等

脆弱性評価	要配慮者利用施設となることから、避難確保計画作成について周知しているが、まだ全ての施設において計画の作成がされていないことから、計画作成について引き続き周知していく必要がある。
推進方針	避難確保計画未作成の施設については、既存の計画への追記による避難確保計画の作成方法等の情報提供を適時行うとともに、速やかな計画の作成について周知していく。 また、避難確保計画作成済みである施設については、計画に基づく訓練の実施を徹底していく。

【こどもみらい部】

（１－６） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●社会福祉施設等における避難確保計画の作成等

脆弱性評価	福祉関係施設・事業所等においては、関係条例等により、災害の態様に応じた避難確保計画を作成し、定期的な避難訓練を行わなければならないとされている。また、水防法と土砂災害防止法の改正（平成 29 年６月）により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となった。計画未提出事業所に対しては、引き続き文書を通知し、計画の作成及び提出を促す必要がある。
推進方針	対象事業所に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、確認及び指導を引き続き行う。また、令和元年台風第 19 号の際の状況を踏まえ、より迅速かつ安全な避難が行われるよう、具体的かつ実効性のある避難確保計画となるよう指導を行う。

【保健福祉部】

●学校における防災教育、放射線教育の推進

脆弱性評価	市内の公立小中学校において、防災教育を各学校の教育計画、年間指導計画等に位置づけ、地震、津波、水害、火災等を想定した防災訓練や放射線教育を実施しており、今後も児童・生徒が自らの命を守れるよう、これらの取組を継続する必要がある。
推進方針	防災学習や各種訓練等を通して、災害、防災、放射線等について正しい知識を身に付け、災害発生時に自ら安全を確保し、自分の役割を自覚して行動するなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

【教育委員会事務局】

●要配慮者に対する 119 番通報体制等の強化

脆弱性評価	外国人や障がい者等の要配慮者が、災害時に必要となる情報等を的確に入手するとともに、確実な 119 番通報ができるよう、事業所への事前指導や通信体制の整備等が必要である。
推進方針	要配慮者が利用する飲食店やホテルに対しては、多言語による避難経路や防災マップ等の配備を指導するとともに、119 番通報の通信体制強化として導入した主要外国語の同時通訳サービスや、音声通話が困難な方がスマートフォン等の画面上のボタン操作や文字入力により通報できる Net119 緊急通報システムの普及啓発に努める。

【消防本部】

（１－６） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●防災知識の普及と防災意識の高揚

脆弱性評価	大規模災害への対応にあたっては、市、市民、そして地域が一体となって取り組んでいくことが重要であり、特に災害時の被害を最小限にするためには、自助や共助によるそれぞれの活動の充実を図り、地域の防災力を向上させることが必要である。このことから、市としては、市民が災害から身を守るため、日ごろからテレビやラジオなどの気象情報に注意してもらうこと、事前に避難所や避難方法を確認し、非常持ち出し品を準備しておくことなど、平常時の備えの大切さについて、防災マップをはじめ、広報いわきや市公式ホームページへの掲載等を通して周知するほか、さらには、市役所出前講座や住民参加型の市総合防災訓練等の実施により、防災意識の啓発に努めるとともに、自主防災組織の結成促進や防災士の育成などに努めてきたところである。これらの取組に加え、新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下における取組として、令和２年度から新たに、市公式ユーチューブを活用した動画による「いわき市防災講座」を開設し、これまで様々なテーマについて配信してきたところである。
推進方針	今後は、引き続き、様々な手法を活用し、市民の防災意識の向上に取り組むとともに、地域コミュニティにおける防災活動の推進を図る観点から、自主防災組織や、防災関係機関、団体等と連携を図りながら、地区防災の指針となる「地区防災計画」や「地区ハザードマップ」の作成に取り組むこととする。さらには、引き続き動画による「いわき市防災講座」などを活用した防災知識の高揚と理解の促進に努めるとともに、地域ごとの災害リスクに応じた、住民参加によるきめ細やかな市総合防災訓練の実施などを通じて、「自助」「共助」の活動の充実を図りながら、更なる地域防災力の向上に努める。

【危機管理部】

（１－６） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●自主防災組織等の活性化

脆弱性評価	自主防災組織は、地域の中核となり、地域防災力の強化に重要な役割を果たしている。一方、自主防災組織が結成されていない地区があること、組織が形骸化されていること、組織員の高齢化や後継者が不足していること等を理由にその取組に差が生じていること等を踏まえ、自主防災組織の新規結成、既存組織が関係機関、団体等との連携を図りながら、より実効力のある組織となるよう、体制を含めた機能強化を図る取組を進める必要がある。
推進方針	自主防災組織が未結成となっている地区に対し、その必要性について理解が得られるよう、粘り強く組織の結成を促していくとともに、組織の編成及び役割分担のあり方や訓練内容及び地域住民への啓発などを定める活動計画の策定に対して助言等を行うなど、関係部局連携のもと、必要な支援について検討していく。また、今後も引き続き、組織の「活動計画書」や「実績報告書」により、活動内容や運営体制等の状況把握に努めるほか、自主防災組織研修会や、市防災士養成講座の開催を通し、多様な世代の加入を促進し、防災リーダーの育成等を図るとともに、消防等と連携した防災訓練等の充実に努めながら、体制強化や組織機能の維持・向上に向け、なお一層取り組むこととする。

【危機管理部】

●地区防災計画の策定の促進

脆弱性評価	地域コミュニティにおける共助による防災活動の観点から、平成 27 年度及び平成 28 年度の２カ年にわたり、平城山地区、小名浜玉川地区、内郷高坂地区の３地区において地区防災計画を策定している。また、勿来関田地区において、福島県の地域コミュニティ強化事業を活用し、令和元年度より県市及び関係団体等との協働により、ワークショップの開催やまち歩きを実施しながら「地区防災マップ」を作成し、令和２年度に「地区防災計画」を策定している。
推進方針	自主防災組織に対して、総合的な地域防災力の向上を図ることを目的に、地区防災計画の策定に向け、自主防災組織研修会や防災関係機関等に対する出前講座などの開催に併せ、先行事例を紹介しながら計画策定の取組を促すなど、あらゆる機会を捉えて計画の周知、啓発を図るとともに、各地区における計画策定等に必要な支援を実施する。

【危機管理部】

（１－６） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●消防団拠点施設の整備

脆弱性評価	災害によって消防団詰所に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きく、また、災害の初動から復旧までの活動において、地域の重要な拠点施設となることから、改築整備等を適切に行い、地域防災を充実強化する必要がある。さらに、市内で災害が発生または発生する恐れのある場合に、住民等の生命を守るため避難指示等の情報を迅速かつ的確に伝達する必要がある。
推進方針	消防団詰所に減災対策を行い、物的被害を軽減させることが、何よりも人命を救うことにつながることから、計画的に維持管理を行う。また、住民等への情報伝達の多元化を図るため、消防ポンプ車等による巡回広報の他、消防団詰所の消防サイレンを利用した信号による伝達等、あらゆる方策を用いる。

【消防本部】

●市民防災力の向上

脆弱性評価	市民の防災力の向上が被害の軽減につながることから、災害時に同時火災へ発展させないための火災予防対策や、傷病者等の救命率を向上させる応急手当等の知識及び技術の習得が必要である。また、地域に開設される避難所等について、市民と市職員が一体で運営できるよう、平時における運営体制の整備が必要である。
推進方針	消防のイベントや地域における消防訓練、救急普及講習会等を通じて、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。また、避難所等運営には、女性ニーズの反映と男女双方の視点に配慮する必要があることから、地域の女性消防クラブが携わり運営体制を強化する。

【消防本部】

２　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

（２－１）　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

●備蓄による物資の確保

脆弱性評価	避難所機能の充実を図る観点から、東日本大震災後に見直したいわき市非常用備蓄品管理要綱に基づき、停電に備えるための発動発電機やガソリン缶詰、LED ランタン、断水等に備えるための非常用トイレ、避難所生活においてプライバシーを確保するためのパーティションなどを配備し、加えて沿岸部には、津波対策として、高台への移動手段となるリヤカーや、暖をとるための石油ストーブなどを追加するなど、震災の教訓を踏まえた資機材を配備しているところである。
推進方針	期限のある食料、保存用飲料水、ガソリン缶詰について引き続き毎年更新を行うとともに、必要に応じて資機材の見直しを行う。また、防災備蓄倉庫の増設や、施設管理者と協議のうえ、保管スペースの確保を図る。

【危機管理部】

●災害時応援協定による物資調達

脆弱性評価	多種多様な災害対応業務を市や防災関係機関のみで対応することが困難であること、また災害の発生に伴い、市内の物流機能が著しく低下することなどから、これまで広域的、かつ多様な団体との協力関係の構築を目的に、同時被災の可能性の低い遠地自治体や専門性を有する民間事業者との災害時応援協定に取り組んできている。
推進方針	災害対応の迅速化と充実を図る観点から、協定締結団体等と事前に連携や情報の共有を図るとともに、必要に応じて多様な団体等との協定を締結するなど、災害時における応援協力体制の構築に努めていく。

【危機管理部】

（２－１） 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

●住民による備蓄の推進

脆弱性評価	自分の身は自分で守る「自助」の取組として、各家庭内において、食べながら更新する方法、いわゆるローリングストック法の活用などにより、家族の７日分の食料や３日分の飲料水の備蓄に努めるよう、防災訓練や出前講座など機会を捉えて市民への周知に努めている。また、乳幼児ミルクなど少量多種の確保が求められる品目などについては、個別の対応が求められ、公的備蓄による対応が困難であることから、市地域防災計画において、各家庭による備蓄を基本としつつ、流通備蓄により確保に努めることとしている。
推進方針	今後も様々な機会を捉えて、ローリングストック法など家庭内備蓄の重要性について周知・啓発していく。

【危機管理部】

●学校給食共同調理場の整備

脆弱性評価	本市に７箇所存在する学校給食共同調理場（以下「給調」という。）のうち、４箇所の給調は法定耐用年数（31 年）を超えて運用しており、老朽化が進んでいるため、今後の施設の維持・更新に多額の費用を要することが想定される。また、一部の給調においては建物の著しい老朽化、耐震化未実施、河川洪水時の浸水区域に立地、現行学校給食衛生管理基準への不適合など、衛生面や災害時の安全性について問題を抱えている施設も多く、今後、児童生徒数の減少も踏まえ、施設規模を見直す必要がある。一方、災害時には被災者への応急的な食料の供給拠点として活用するなどの役割も求められている。
推進方針	個別管理計画「いわき市学校給食共同調理場個別管理計画」に基づき、計画的かつ効率的・効果的な修繕・改修を行い、施設の長寿命化を図りつつ、老朽化が著しい施設については統合して整備するなどし、施設の集約化を図る。

【教育委員会事務局】

（２－１） 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

●水道施設の強靭化とバックアップ機能の強化等

脆弱性評価	本市の水道事業は、水需要の減少により水道料金収入が減少する中、高度経済成長期に整備した水道施設の老朽化により更新需要が増大していることに加え、東日本大震災や令和元年東日本台風の経験を踏まえ、近年、頻発化、激甚化する自然災害への対策も必要となっている。このような状況にあっても、災害対策や老朽施設の更新を着実に推進するため、将来的な水需要等を考慮して、長期的な視点に立ったアセットマネジメントを実践するとともに、適切な維持管理を計画的に実施し、施設の長寿命化を行う必要がある。
推進方針	水道事業は、市民生活や地域経済活動を支える重要なライフラインであることから、老朽施設の計画的な更新を着実に進めるとともに、様々な自然災害が発生した場合においても、水道による給水機能を確保するため、管路や配水池、浄水場などの地震対策（耐震化）、津波・浸水対策、土砂災害対策、停電対策の災害対策により施設の強靭化を図る。また併せて、基幹浄水場間で水を相互融通できる水系幹線等の整備を進め、バックアップ機能の強化を図ることで水道システム全体の強靭化を推進する。 さらに、重要給水施設である救急医療機関等に対しては、災害時においても確実な給水を確保する必要があることから、配水池等から重要給水施設までの管路の耐震化を促進する。 これらを着実に推進するため、長期的な視点に立ったアセットマネジメントを実践するとともに、適切な維持管理を計画的に実施し、施設の長寿命化を図り、更新需要の縮減に努める。

関連数値指標	現状値	目標値
バックアップ率	70.6%（R3）	100%（R22）
浄水場再整備率	0.00%（R3）	100%（R53）
基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率	30.8%（R3）	100%（R10）
耐震診断実施率	20.6%（R3）	100%（R10）
浄水施設の耐震化率	23.4%（R3）	33.2%（R13）
ポンプ場(所)の耐震化率	51.6%（R3）	53.8%（R13）
配水池の耐震化率	46.5%（R3）	56.0%（R13）
管路の耐震管率	13.9%（R3）	24.4%（R13）
基幹管路の耐震管率	44.4%（R3）	51.1%（R13）
津波・浸水対策実施率	0.00%（R3）	100%（R7）
土砂災害対策実施率	0.00%（R3）	100%（R6）
停電対策実施率	39.1%（R3）	100%（R13）
施設の更新率	0.00%（R3）	5.5%（R13）
管路の更新率（年間）	1.21%（R3）	1.00%（R13）
重要給水施設配水管路の耐震管率	54.9%（R3）	70.1%（R13）

【水道局】

（2－1） 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

●非常用飲料水の供給

脆弱性評価	東日本大震災において地震発生直後から救急病院等の優先給水施設への運搬給水に多くの職員が時間を割かれたこと、耐震性貯水槽等の拠点給水施設の容量が不足していたことから、市民への応急給水は困窮を極めた。このことを踏まえ、災害発生から３日分の飲料水を確保することを目指し、耐震性貯水槽等を新たに整備してきたことによりハード面の整備は完了している。現在、災害時に迅速に耐震性貯水槽等を運用するための人員確保や操作方法の周知等に係るソフト面の整備が課題となっている。
推進方針	災害等の非常時に拠点給水施設である耐震性貯水槽を早期に運用するため、自主防災組織等の地元団体に対して協力を求める。協力を得られた団体に対して当該施設の運用を依頼する耐震性貯水槽の操作説明会を開催し、緊急時にも即応できる体制を構築するとともに、協力を得ることが出来ていない団体へも引き続き協力を依頼し、応急給水の強化に努める。

【水道局】

●給水区域外における応急給水体制の確保

脆弱性評価	水道の給水区域外では、各個人や地域の組合等が所有する井戸等の給水施設を利用して、飲料水等を確保している。これらの施設が少雨による渇水や災害などにより利用できなくなった場合、原則としては給水施設の所有者が何らかの対策を行うこととなるが、飲料水は生命の維持に必要不可欠であることから、当面必要となる飲料水の確保については、市が応急給水体制を整え支援する必要がある。
推進方針	生命の維持に必要な飲料水の確保は極めて重要であることから、水道局等と連携し応急給水体制の確保を図っていく。

【市民協働部】

（2－1） 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

●幹線道路等の体系的な整備

脆弱性評価	体系的な道路ネットワークの形成を図るため、国・県道を補完する幹線道路等の整備を進めており、大規模災害発生時においては、避難、救助活動、物資供給等を円滑に行うための道路交通の確保が重要であることから、引き続き、幹線道路等の整備を推進する必要がある。
推進方針	道路機能の確保は、発災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要であることから、安全・安心な道路交通を確保し、迅速な復旧・復興を可能とするため、国、県と連携しながら、継続して幹線道路等の整備を推進していく。 ＜国県等の主な取組＞ ・常磐自動車道４車線化【東日本高速道路㈱】 ・国道６号勿来バイパスの整備【国】 ・国道 49 号北好間改良の整備【国】 ・小名浜道路の整備【県】

【土木部】

●緊急輸送道路等の防災・減災対策

脆弱性評価	道路法面（注：道路工事により造られる人工的な切土や盛土の斜面。以下「法面」という。）は、モルタル吹付工や植生工を採用しており、時間の経過とともにモルタル吹付面の劣化や表面が露出した地山の風化が原因で、法面崩落等の発生が懸念されている。 今後さらに法面の老朽化が進行することにより、通学児童をはじめとする歩行者や車両に危険を及ぼす可能性が増すだけではなく、崩落等の災害が発生した場合は、緊急輸送路や幹線道路等における物資輸送にも大きな影響を与えることが懸念されている。
推進方針	通学児童をはじめとする歩行者や車両の安全性を確保するとともに、災害時における物資輸送の確実性を高めるため、法面の維持管理をこれまでの事後保全型から予防保全型に転換し、計画的に法面崩落防止対策工事を実施する。

【土木部】

（2－2） 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

●幹線道路等の体系的な整備 （再掲）	
脆弱性評価	体系的な道路ネットワークの形成を図るため、国・県道を補完する幹線道路等の整備を進めており、大規模災害発生時においては、避難、救助活動、物資供給等を円滑に行うための道路交通の確保が重要であることから、引き続き、幹線道路等の整備を推進する必要がある。
推進方針	道路機能の確保は、発災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要であることから、安全・安心な道路交通を確保し、迅速な復旧・復興を可能とするため、国、県と連携しながら、継続して幹線道路等の整備を推進していく。 ＜国県等の主な取組＞ ・常磐自動車道４車線化【東日本高速道路㈱】 ・国道６号勿来バイパスの整備【国】 ・国道 49 号北好間改良の整備【国】 ・小名浜道路の整備【県】

【土木部】

●緊急輸送道路等の防災・減災対策 （再掲）	
脆弱性評価	道路法面（注：道路工事により造られる人工的な切土や盛土の斜面。以下「法面」という。）は、モルタル吹付工や植生工を採用しており、時間の経過とともにモルタル吹付面の劣化や表面が露出した地山の風化が原因で、法面崩落等の発生が懸念されている。 今後さらに法面の老朽化が進行することにより、通学児童をはじめとする歩行者や車両に危険を及ぼす可能性が増すだけではなく、崩落等の災害が発生した場合は、緊急輸送路や幹線道路等における物資輸送にも大きな影響を与えることが懸念されている。
推進方針	通学児童をはじめとする歩行者や車両の安全性を確保するとともに、災害時における物資輸送の確実性を高めるため、法面の維持管理をこれまでの事後保全型から予防保全型に転換し、計画的に法面崩落防止対策工事を実施する。

【土木部】

（２－３） 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

●消防拠点施設の整備

脆弱性評価	災害によって消防庁舎に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きく、特に、消防庁舎は災害の初期から復旧までの活動において重要な拠点施設となることから、消防機能を喪失しないよう、防災上の不備欠陥等を早期に改善する必要がある。
推進方針	消防庁舎の物的被害を軽減させることが、何よりも人命を救うことにつながることから、計画的な維持管理に努めるとともに、特に、耐震性に問題のある施設は、耐震化または改築により整備する。また、常時稼働している消防緊急情報システムを停止させることのないよう、計画的な更新整備により最適な状態を維持する。

【消防本部】

●消防職員の充実・強化

脆弱性評価	災害時に、家屋の倒壊や火災等により同時多発する被災者に対し、迅速かつ適切な救助及び救命活動を行うため、活動隊員の知識及び技術の向上と、隊員間の連携を強化するとともに、各種資格者を養成する必要がある。また、高齢化等に伴う救急件数の増加や活動隊員の安全管理の観点から、消防体制の強化に向け取り組む必要がある。
推進方針	活動マニュアル等に基づく技術訓練や各級隊長の部隊統制訓練、また、市医療センター内の救急ワークステーションを活用した病院実習を行うほか、潜水士や救急救命士等の資格者を養成し、救急・救助体制を整備する。また、消防体制を強化するため、救急隊の増隊や消防隊の人員編成について検討を進める。

【消防本部】

（２－３） 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

●消防車両等資機材の整備

脆弱性評価	災害時に、家屋の倒壊や火災等により同時多発する被災者に対し、迅速かつ適切な救助及び救命活動を行うため、車両等の資機材を整備する必要がある。また、火災の延焼拡大を防止するため、消防水利施設を充実強化するとともに、災害情報の確実な収集伝達が行えるよう、通信体制の整備や通信手段の多元化が必要である。
推進方針	車両等資機材の適切な整備が、活動遅延や隊員の受傷事故を防止し、ひいては市民の安全・安心につながることから、消防力を有効活用できるよう計画的な更新整備を行う。また、消防水利施設や通信手段の多元化により、災害に強いまちづくりを行う。

【消防本部】

●消防団拠点施設の整備 （再掲）

脆弱性評価	災害によって消防団詰所に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きく、また、災害の初動から復旧までの活動において、地域の重要な拠点施設となることから、改築整備等を適切に行い、地域防災を充実強化する必要がある。さらに、市内で災害が発生または発生する恐れのある場合に、住民等の生命を守るため避難指示等の情報を迅速かつ的確に伝達する必要がある。
推進方針	消防団詰所に減災対策を行い、物的被害を軽減させることが、何よりも人命を救うことにつながることから、計画的に維持管理を行う。また、住民等への情報伝達の多元化を図るため、消防ポンプ車等による巡回広報の他、消防団詰所の消防サイレンを利用した信号による伝達等、あらゆる方策を用いる。

【消防本部】

（２－３） 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

●消防団員の充実・強化

脆弱性評価	災害時に、同時多発する家屋の倒壊や火災等に対し、迅速かつ的確な消防活動を行うため、消防団員の知識及び技術の向上と、団員間の連携を強化するとともに、消防力を維持するため人員を確保する必要がある。
推進方針	消防職員と合同による技術訓練や県消防学校における研修を行うほか、被雇用者が入団しやすい環境を整える消防団協力事業所表示制度、また、消防団と地域をつなぎ、郷土愛護の意識高揚とともに地域からの後押しを得られる消防団サポート事業等を促進し、消防団員の充実強化を行う。

【消防本部】

●消防団機械等資機材の整備

脆弱性評価	災害時に、同時多発する家屋の倒壊や火災等に対し、迅速かつ的確な消防活動を行うため、消防ポンプ車等の消防団機械等資機材を整備する必要がある。
推進方針	消防団機械等資機材の適切な整備が、活動遅延や団員の受傷事故を防止し、ひいては市民の安全・安心につながることから、消防力を有効活用できるよう計画的な更新整備を行う。

【消防本部】

●市民防災力の向上 （再掲）

脆弱性評価	市民の防災力の向上が被害の軽減につながることから、災害時に同時火災へ発展させないための火災予防対策や、傷病者等の救命率を向上させる応急手当等の知識及び技術の習得が必要である。また、地域に開設される避難所等について、市民と市職員が一体で運営できるよう、平時における運営体制の整備が必要である。
推進方針	消防のイベントや地域における消防訓練、救急普及講習会等を通じて、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。また、避難所等運営には、女性ニーズの反映と男女双方の視点に配慮する必要があることから、地域の女性消防クラブが携わり運営体制を強化する。

【消防本部】

（2－4）　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

●災害医療ネットワークの確立

脆弱性評価	災害時においては初動体制を迅速に確立する必要があり、不確かな情報をもとに時間的に切迫している中、限られた保有資源（人的・物的資源）の分配など、適切かつ迅速な決断（意思決定）が求められることから、市民の生命、健康を守るため、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図るとともに、医療機関等と災害医療ネットワークを構築する必要がある。
推進方針	災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化し、医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図る。 ・初期応急医療のための医療救護班について、医師会や日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制の構築を図る。 ・救護所、災害拠点病院等の連携体制を構築するため、地区ごとの後方医療体制の整備を推進する。 ・医療等が不足する場合の災害派遣医療チーム（DMAT）等の受援とマネジメントの体制を確立するため、合同訓練の実施を検討する。

【保健福祉部】

●医療器具・医薬品の確保

脆弱性評価	災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしている。また、市薬剤師会と「災害時の医療救護活動等に関する協定書」を締結しており、災害時において、救護所等における傷病者等に対する調剤・薬剤交付・服用指導等の業務を行うこととしている。
推進方針	県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図る。

【保健福祉部】

（２－４）　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

●福祉避難所の確保　（再掲）

脆弱性評価	平成 26 年３月の地域防災計画の改定において、いわきゆったり館などの公共施設に加え、協定を締結した民間団体が運営する社会福祉施設を福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の設置・運営マニュアルを策定した。福祉避難所の早期開設に向け、協定締結施設における避難者受け入れ体制を整備するとともに、福祉避難所への避難対象者を明確にする必要がある。
推進方針	福祉避難所の開設時期及び避難対象者の要件等について、関係機関と協議するとともに、協定締結施設における避難者受入体制を定期的に確認し、災害発生時に避難者を円滑に受け入れられる体制を整備する。また、必要に応じ、協定及び福祉避難所設置・運営マニュアルの改訂を行う。

【保健福祉部】

●福祉人材の確保

脆弱性評価	平成 26 年３月の地域防災計画の改定において、公共施設に福祉避難所を設置した場合を想定し、人材派遣に係る協定を関係団体と締結するとともに、福祉避難所の設置・運営マニュアルを策定した。大規模災害が発生した場合、福祉避難所の設置数の増、又は避難の長期化が想定されることから、更なる人材確保が必要となる。
推進方針	既存の協定締結団体との連携を強化し、災害発生時に円滑に人材が派遣される体制を整備するとともに、協定締結団体の増に向け、関係機関と協議する。また、必要に応じ、協定及び福祉避難所設置・運営マニュアルの改訂を行う。

【保健福祉部】

●医療センターにおける非常時対応体制の維持

脆弱性評価	医療センターは地域災害拠点病院に指定されており、災害に伴う停電や断水が発生した場合であっても、災害拠点病院における医療活動を維持するため、非常用発電設備や貯水槽を備え、３日分の燃料、水を備蓄しているが、それらを常時維持する必要がある。
推進方針	医療活動の継続に電力、水の確保は必須であり、災害に伴う停電や断水に際しても電力、水の供給が滞りなく行われるよう、当該設備の維持管理に努めるとともに備蓄の常時維持を図る。

【医療センター事務局】

（2－4）　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

●幹線道路等の体系的な整備　（再掲）	
脆弱性評価	体系的な道路ネットワークの形成を図るため、国・県道を補完する幹線道路等の整備を進めており、大規模災害発生時においては、避難、救助活動、物資供給等を円滑に行うための道路交通の確保が重要であることから、引き続き、幹線道路等の整備を推進する必要がある。
推進方針	道路機能の確保は、発災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要であることから、安全・安心な道路交通を確保し、迅速な復旧・復興を可能とするため、国、県と連携しながら、継続して幹線道路等の整備を推進していく。 ＜国県等の主な取組＞ ・常磐自動車道４車線化【東日本高速道路㈱】 ・国道６号勿来バイパスの整備【国】 ・国道 49 号北好間改良の整備【国】 ・小名浜道路の整備【県】

【土木部】

●緊急輸送道路等の防災・減災対策　（再掲）	
脆弱性評価	道路法面（注：道路工事により造られる人工的な切土や盛土の斜面。以下「法面」という。）は、モルタル吹付工や植生工を採用しており、時間の経過とともにモルタル吹付面の劣化や表面が露出した地山の風化が原因で、法面崩落等の発生が懸念されている。 今後さらに法面の老朽化が進行することにより、通学児童をはじめとする歩行者や車両に危険を及ぼす可能性が増すだけではなく、崩落等の災害が発生した場合は、緊急輸送路や幹線道路等における物資輸送にも大きな影響を与えることが懸念されている。
推進方針	通学児童をはじめとする歩行者や車両の安全性を確保するとともに、災害時における物資輸送の確実性を高めるため、法面の維持管理をこれまでの事後保全型から予防保全型に転換し、計画的に法面崩落防止対策工事を実施する。

【土木部】

（2－4）　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

●道路メンテナンス事業　（再掲）

脆弱性評価	「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」に基づき、道路パトロール等による日常点検と５年に一度の定期点検により、道路構造物の状態を早期にかつ的確に把握し、早めの修繕を計画的・継続的に実施しており、将来にわたる道路交通ネットワークの安全性・信頼性を確保する必要がある。
推進方針	維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を目的として、「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」を策定しており、定期的な点検や重要度と健全性の指標による整備の優先順位付けなどの対策をとることにより、緊急輸送道路などをはじめとした、道路交通ネットワークの安全性と信頼性の確保を図っていく。

関連数値指標	現状値	目標値
修繕工事を実施した橋梁数	32 橋（R4）	75 橋（R7）
修繕工事を実施したトンネル数	0 箇所（R4）	4 箇所（R7）
修繕工事を実施した道路付属物数	0 箇所（R4）	1 箇所（R7）
点検した橋梁数（R1～R5：2 巡目）	1,467 橋（R4）	1,842 橋（R5）
点検したドンネル数（R1～R5：2 巡目）	7 箇所（R4）	9 箇所（R5）
点検した道路付属物数（R1～R5：2 巡目）	20 箇所（R4）	26 箇所（R5）

【土木部】

（２－５）　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

●避難所等における感染症等の拡大防止

脆弱性評価	本市においては、避難所等における感染症対策を踏まえた「避難所開設訓練」を実施しているが、特に、大規模な地震や台風、豪雨などの風水害時には、多くの住民が避難する避難所が「３密」状態により感染症が拡大する恐れがあることから、避難所における具体的な感染防止対策が重要となる。また、体調不良者の静養室や配慮が必要な方の専用ゾーンの確保と、健康観察、及び医療機関との連絡や診療体制について、事前に確認しておく必要がある。
推進方針	避難所等における感染症等の拡大防止のため、平時より、予防接種の実施や感染症の予防・発生時の対応に関する知識の普及を行い、市民一人ひとりの感染症予防・まん延防止対策を促進する。また、感染症予防に必要な物資の備蓄を進めるとともに、運営マニュアルに感染症対策に係る具体策を盛り込むなど、避難所内での感染予防を徹底する。

【危機管理部、保健福祉部】

●床上浸水等による衛生環境の悪化への対策

脆弱性評価	台風や集中豪雨により、家屋等への浸水被害が発生した場合、被災地域では衛生環境が不良となり、細菌性の下痢症などの感染症や食中毒がまん延する恐れがある。また、被災者にとっても後片付けなどで肉体的・精神的にも疲労し、健康状態が不調となることが考えられるため、感染症の予防に留意して保健指導を行う必要がある。
推進方針	被災者の健康管理のための健康調査や保健指導を行うとともに、消毒の方法など、感染症拡大防止のために必要な知識や情報について、広く市民に普及・啓発していく。

【保健福祉部】

（2－5）　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

●下水道施設の老朽化・耐震化等

脆弱性評価	本市の下水道(公共下水道、都市下水路、地域汚水処理施設及び農業集落排水処理施設)は、昭和 33 年から、順次、事業に着手しているが、施設の中には、現在の耐震基準を満たさない施設が多く、今後、施設の老朽化による維持管理･更新費用の増大や人口減少による下水道使用料収入の減少が見込まれるなど、厳しい経営状況にある。このような状況の中、地震・津波等の自然災害が発生した場合においても、下水道施設は、都市機能を支える重要なライフラインであることから、将来にわたり安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現する必要がある。
推進方針	地震・津波等の自然災害から下水道施設の被害を防ぎ、安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現するため、「市下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、点検・調査等による施設の状態の把握、評価や中長期的な施設の状態の予測を行い、計画的かつ効率的に下水道施設の改築等を実施する予防保全型の管理により、老朽化・耐震化等対策を進めていく。

【生活環境部】

●浄化槽の整備

脆弱性評価	し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲取り便槽を使用している住宅は、トイレ以外の雑排水をそのまま側溝などに流しており、公共用水域の水質汚濁に係る大きな要因の一つとなっている。 また、これらの設備については、設置からかなりの年数が経過し、全体的に老朽化が進み耐久性が低下するなど、大規模災害発生時には使用不可となる可能性があるほか、破損し処理前の汚水が漏れ出すことが懸念されるところである。 このため、トイレの汚水を含めた生活雑排水全てを処理し、かつ耐久性に優れた「合併処理浄化槽」への転換を促進することで、公共用水域の水質保全・汚濁防止を図っていく必要がある。
推進方針	本市では、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽へ切替えを行う方に対し、その設置費等の一部を助成する「浄化槽整備事業」を実施しており、今後も継続して本事業を推進し合併処理浄化槽への転換を促進していく。

関連数値指標	現状値	目標値
単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への補助基数	664 基（R3）	1,137 基（R5）

【生活環境部】

（２－５）　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

●家畜伝染病対策等	
脆弱性評価	県が市内において実施している家畜伝染病の発生予防･まん延防止対策に協力している。また、家畜伝染病が市内畜産農場で発生した場合に備え、主要道路における消毒ポイント選定作業や、県の主導する防疫対応への職員派遣等の協力体制を構築しており、引き続き、県との緊密な連携の下、市としての防疫体制を整える必要がある。
推進方針	大規模自然災害時においても、県の実施する家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策に協力するとともに、家畜伝染病が市内畜産農場で発生した場合に備え、県の主導する防疫対応への職員派遣等の協力体制を構築するなど、今後も引き続き、県との緊密な連携のもと、市としての防疫体制を整える。

【農林水産部】

（２－６）　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

●備蓄による物資の確保　（再掲）	
脆弱性評価	避難所機能の充実を図る観点から、東日本大震災後に見直したいわき市非常用備蓄品管理要綱に基づき、停電に備えるための発動発電機やガソリン缶詰、LED ランタン、断水等に備えるための非常用トイレ、避難所生活においてプライバシーを確保するためのパーティションなどを配備し、加えて沿岸部には、津波対策として、高台への移動手段となるリヤカーや、暖をとるための石油ストーブなどを追加するなど、震災の教訓を踏まえた資機材を配備しているところである。
推進方針	期限のある食料、保存用飲料水、ガソリン缶詰について引き続き毎年更新を行うとともに、必要に応じて資機材の見直しを行う。また、防災備蓄倉庫の増設や、施設管理者と協議のうえ、保管スペースの確保を図る。

【危機管理部】

●災害時応援協定による物資調達　（再掲）	
脆弱性評価	多種多様な災害対応業務を市や防災関係機関のみで対応することが困難であること、また災害の発生に伴い、市内の物流機能が著しく低下することなどから、これまで広域的、かつ多様な団体との協力関係の構築を目的に、同時被災の可能性の低い遠地自治体や専門性を有する民間事業者との災害時応援協定に取り組んできている。
推進方針	災害対応の迅速化と充実を図る観点から、協定締結団体等と事前に連携や情報の共有を図るとともに、必要に応じて多様な団体等との協定を締結するなど、災害時における応援協力体制の構築に努めていく。

【危機管理部】

（２－６）　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

●学校施設の老朽化対策等　（再掲）

脆弱性評価	本市公共施設の約３割を占める学校施設であるが、そのうち約５割の施設が築 40 年以上経過し、老朽化が進んでいるため、外壁落下等による事故が懸念されるとともに、今後の施設の維持・更新においても多額の費用を要することが想定される。また、少子化により、児童生徒が減少し、空き教室も増えているため、今後、規模の適正化を図っていく必要がある。一方、災害時には避難所として活用するなど、地域防災拠点としての役割も求められているため、トイレを洋式化するなどの機能改善が求められている。
推進方針	本市の教育環境における安全と安心が確保されるよう、学校施設の鉄骨・鉄筋の腐食対策やライフラインの更新などの長寿命化改修を実施する。 また、発災時における児童生徒等の事故防止を図るとともに、災害時に避難所になることも踏まえ、外壁改修等の必要な工事を実施する。 さらに、児童生徒等の衛生・健康の保持や施設の感染症対策等を目的としたトイレの洋式化改修についても計画的に実施する。

【教育委員会事務局】

●公民館の老朽化対策等　（再掲）

脆弱性評価	本市は 37 館の公民館を設置しているが、そのうち 27 館が築 30 年以上を経過しており、老朽化が進んでいる状況である。公民館は年間約 70 万人の市民が利用しており、施設の安全性の確保が重要であるが、そのためには、今後の施設の維持・更新に多額の費用を要することが想定される。また、災害時には避難所として活用するなど、地域防災拠点としての役割も求められているため、トイレを洋式化するなどの機能改善が必要である。
推進方針	「文化センター個別管理計画」及び「公民館施設管理計画」に基づき、構造体の劣化対策を要する建物について、コンクリートの中性化や鉄筋の腐食対策、ライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化やユニバーサルデザイン化、トイレの洋式化など、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を計画的かつ効率的・効果的に行う。

【教育委員会事務局】

（２－６）　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

●災害医療ネットワークの確立　（再掲）

脆弱性評価	災害時においては初動体制を迅速に確立する必要があり、不確かな情報をもとに時間的に切迫している中、限られた保有資源（人的・物的資源）の分配など、適切かつ迅速な決断（意思決定）が求められることから、市民の生命、健康を守るため、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図るとともに、医療機関等と災害医療ネットワークを構築する必要がある。
推進方針	災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化し、医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図る。 ・初期応急医療のための医療救護班について、医師会や日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制の構築を図る。 ・救護所、災害拠点病院等の連携体制を構築するため、地区ごとの後方医療体制の整備を推進する。 ・医療等が不足する場合の災害派遣医療チーム（DMAT）等の受援とマネジメントの体制を確立するため、合同訓練の実施を検討する。

【保健福祉部】

●医療器具・医薬品の確保　（再掲）

脆弱性評価	災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしている。また、市薬剤師会と「災害時の医療救護活動等に関する協定書」を締結しており、災害時において、救護所等における傷病者等に対する調剤・薬剤交付・服用指導等の業務を行うこととしている。
推進方針	県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図る。

【保健福祉部】

（２－６）　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

●福祉避難所の確保　（再掲）	
脆弱性評価	平成 26 年３月の地域防災計画の改定において、いわきゆったり館などの公共施設に加え、協定を締結した民間団体が運営する社会福祉施設を福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の設置・運営マニュアルを策定した。福祉避難所の早期開設に向け、協定締結施設における避難者受け入れ体制を整備するとともに、福祉避難所への避難対象者を明確にする必要がある。
推進方針	福祉避難所の開設時期及び避難対象者の要件等について、関係機関と協議するとともに、協定締結施設における避難者受入体制を定期的に確認し、災害発生時に避難者を円滑に受け入れられる体制を整備する。また、必要に応じ、協定及び福祉避難所設置・運営マニュアルの改訂を行う。

【保健福祉部】

●福祉人材の確保　（再掲）	
脆弱性評価	平成 26 年３月の地域防災計画の改定において、公共施設に福祉避難所を設置した場合を想定し、人材派遣に係る協定を関係団体と締結するとともに、福祉避難所の設置・運営マニュアルを策定した。大規模災害が発生した場合、福祉避難所の設置数の増、又は避難の長期化が想定されることから、更なる人材確保が必要となる。
推進方針	既存の協定締結団体との連携を強化し、災害発生時に円滑に人材が派遣される体制を整備するとともに、協定締結団体の増に向け、関係機関と協議する。また、必要に応じ、協定及び福祉避難所設置・運営マニュアルの改訂を行う。

【保健福祉部】

３　必要不可欠な行政機能は確保する

（３－１）　市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

●業務継続に必要な体制の整備	
脆弱性評価	東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害発生時において市役所機能が低下する中であっても、市民生活への影響を最小限とするよう速やかに災害対応業務を開始するとともに、市民生活に密着する行政サービスの提供や市の基幹業務などの継続の必要性の高い通常業務を実施するため、「いわき市業務継続計画（BCP）」を平成 27 年９月に策定しているが、令和元年東日本台風等の経験と教訓を踏まえた BCP の見直しを図る必要がある。
推進方針	令和元年東日本台風等における災害対応においては、「いわき市業務継続計画（BCP）」に基づき、全組織で災害対応に当たってきたものの、役割分担と具体的な業務内容が明確になっておらず、災害対応に混乱が生じたことから、大規模水害にも対応可能な、より実効性の高い BCP の見直しを図る。

【危機管理部】

●庁舎機能の確保　（再掲）	
脆弱性評価	大規模災害時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応等を進める必要がある。このことから、特に災害対策本部が設置される本庁舎や災害対策地区本部が設置される支所については、平常時から来庁者の安全確保に努めるとともに、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要がある。
推進方針	本市においては、東日本大震災を踏まえ、平成 24 年９月に「庁舎耐震補強計画」を策定し、耐震基準を満たしていない庁舎について、順次、耐震改修を実施してきたところであり、引き続き、耐震化等を推進していくとともに、災害時にも必要な行政機能を維持するため、庁舎の建て替え等に合わせて非常用発電装置の設置をはじめとした施設整備等を推進していく。

【総務部】

（３－１）　市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

●市町村相互応援体制の推進

脆弱性評価	多種多様な災害対応業務を市や防災関係機関のみで対応することが困難であること、また災害の発生に伴い、市内の物流機能が著しく低下することなどから、これまで広域的、かつ多様な団体との協力関係の構築を目的に、同時被災の可能性の低い遠地自治体等との災害時応援協定に取り組んできている。
推進方針	災害対応の迅速化と充実を図る観点から、協定締結団体等と事前に連携や情報の共有を図るとともに、必要に応じて新たな自治体等との協定を締結するなど、災害時における応援協力体制の構築に努めていく。

【危機管理部】

４　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

（４－１）　防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

●情報通信設備の耐災害性の強化

脆弱性評価	市役所本庁舎やデータセンター等において、災害が発生した場合でも情報通信設備が停止しないよう全庁的な通信環境を維持・確保するため、非常時の電源確保など重要なネットワーク機器等の耐災害性の強化を図る必要がある。
推進方針	情報通信設備の耐災害性を強化するため、庁舎の建て替え時等の非常用発電設備設置に合わせて非常時の電源を確保する等、通信環境の維持・確保に努めていく。

【総務部】

●情報システムの業務継続体制の向上

脆弱性評価	災害時等においても重要な業務や市民サービスが停滞しないよう、「いわき市業務継続計画（BCP）」を策定するとともに、適切な時期に点検等を行う等、地域イントラネットや重要情報システムの維持管理を行っていく必要がある。
推進方針	「いわき市業務継続計画（BCP）」に基づき、地域イントラネットや重要情報システムの円滑な稼働継続、早期復旧に向けた職員の能力向上を図るとともに、システム更新や構成変更の際に必要に応じて運用マニュアル等の見直しを実施する。

【総務部】

（4－1）　防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

●消防拠点施設の整備　（再掲）	
脆弱性評価	災害によって消防庁舎に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きく、特に、消防庁舎は災害の初期から復旧までの活動において重要な拠点施設となることから、消防機能を喪失しないよう、防災上の不備欠陥等を早期に改善する必要がある。
推進方針	消防庁舎の物的被害を軽減させることが、何よりも人命を救うことにつながることから、計画的な維持管理に努めるとともに、特に、耐震性に問題のある施設は、耐震化または改築により整備する。また、常時稼働している消防緊急情報システムを停止させることのないよう、計画的な更新整備により最適な状態を維持する。

【消防本部】

●無電柱化の推進　（再掲）	
脆弱性評価	都市計画道路掻槌小路幕ノ内線は、いわき駅北口交通広場へのアクセス道路として、また、災害時には避難所ともなる平第二小学校並びに平商業高校の通学路として、本市の都市計画道路ネットワークの形成に欠かせない、極めて重要な路線である。しかしながら、本路線は幅員狭隘であり、歩車道が分離されておらず、通勤、通学、買い物等の歩行者や自転車利用者は自動車が往来する車道を通行し、大変危険な状況にある。これらを踏まえ、本路線の拡幅整備とともに、電線共同溝による無電柱化を進め、災害時における電柱倒壊に起因する交通ネットワーク、通信インフラの遮断等を回避し、安全で円滑な通行空間等の確保が必要である。
推進方針	道路拡幅及び無電柱化については、安全で円滑な通行空間の確保、災害時のアクセス道路としての機能向上に大きく寄与することから、沿線地権者の協力を得ながら、可能な限り、早期完成へ向け整備を進める。

【土木部】

（４－２）　災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

●住民への情報伝達手段の充実　（再掲）

脆弱性評価	東日本大震災の教訓から、防災情報等を迅速かつ的確に市民に周知するため緊急速報メール（エリアメール）をはじめ、防災メール、フェイスブックやツイッター等の SNS を活用した防災情報の配信、さらにはテレビや FM いわき等の放送による情報の発信など、多種多様な手段を活用した情報伝達の多重化を図っている。 また、高齢者等、情報入手が困難な方々への情報伝達の取組として、消防車両等による速度を落とした確実かつきめ細かい広報活動のほか、防災ラジオの貸与対象者を高齢者等に拡大するとともに、消防団詰所における消防サイレンを有効活用し、サイレン吹鳴を実施する。 そのほか、河川洪水に係る情報については、国県等のサイトにアクセスし、情報収集や状況整理を行っている状況であり、情報確認手段や避難判断の効率化などが必要である。
推進方針	防災情報等を迅速かつ的確に伝達する観点から、「逃げ遅れゼロ」、「災害死ゼロ」を達成すべく、防災行政無線の屋外拡声子局、戸別受信機（防災ラジオを含む）をはじめとした、現在運用している各種の情報伝達手段について、情報伝達能力の課題や費用対効果等を踏まえ、配備と運用の充実を検討する。 また、固定電話を活用した一斉電話サービスについて、更なる情報伝達手段の多重化を図る観点から、中核市等を対象に、実施状況等について調査研究を行い、課題の整理を行いながら導入について検討する。 そのほか、河川洪水に係る情報の迅速な収集・分析による的確かつ迅速な避難情報発令を支援するシステムを整備するとともに、市民に対し河川洪水情報・避難情報等をわかりやすく伝達する情報サイトを整備する。

【危機管理部、土木部】

（４－２）　災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

●災害時の情報収集・通信の協力体制の確保

脆弱性評価	各関係機関等と災害時応援協定を締結し、災害時における多様な手段による情報収集・通信を行う協力体制を確保している。また、災害対策本部が設置され、大規模災害への対応にあたり、磐城国道事務所や地方気象台などの国の機関や、いわき地方振興局や県警等の県の機関、自衛隊等の市防災会議の構成機関等から災害対策本部に職員（連絡員）を派遣してもらい、情報の交換、共有化等に努めている。さらには、主要な避難所においては、避難所公衆無線 LAN 整備や避難所特設公衆電話の整備により、市民が安否連絡や情報収集ができる環境を構築している。
推進方針	各関係機関等と災害時応援協定を締結し、災害時における情報収集・通信手段の提供を受けられる体制を確保するなど、協力体制の更なる充実・強化を図る。また、「災害時ドローン活用情報提供・調査実証事業」の実証結果を踏まえ、無人航空機（ドローン）を活用した、被災状況の情報収集及び災害対策本部等へリアルタイムに伝達しモニターに表示するなど、ICT 技術を駆使した仕組みの構築について検討するとともに、災害対策本部と地区本部が災害情報や対応状況等を共有するためのシステムの導入について検討する。

【危機管理部】

５　経済活動を機能不全に陥らせない

（５－１）　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

●企業の事業継続力強化の支援

脆弱性評価	大規模災害等の発生は、事業者の経営だけでなく、サプライチェーン全体に大きな影響を及ぼすため、災害時においても事業所の事業活動が継続され、経済活動の停滞を招かないよう、中小企業等の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取組を促進する必要がある。
推進方針	改正された小規模事業者支援法に基づき、小規模事業者等の事業継続力強化計画策定に向けた支援に関する計画をいわき商工会議所等と連携して策定し、小規模事業者等の事業継続体制の強化を促進する。

【産業振興部】

●幹線道路等の体系的な整備　（再掲）

脆弱性評価	体系的な道路ネットワークの形成を図るため、国・県道を補完する幹線道路等の整備を進めており、大規模災害発生時においては、避難、救助活動、物資供給等を円滑に行うための道路交通の確保が重要であることから、引き続き、幹線道路等の整備を推進する必要がある。
推進方針	道路機能の確保は、発災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要であることから、安全・安心な道路交通を確保し、迅速な復旧・復興を可能とするため、国、県と連携しながら、継続して幹線道路等の整備を推進していく。 ＜国県等の主な取組＞ ・常磐自動車道４車線化【東日本高速道路㈱】 ・国道６号勿来バイパスの整備【国】 ・国道 49 号北好間改良の整備【国】 ・小名浜道路の整備【県】

【土木部】

（5－1）　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

●緊急輸送道路等の防災・減災対策　（再掲）

脆弱性評価	道路法面（注：道路工事により造られる人工的な切土や盛土の斜面。以下「法面」という。）は、モルタル吹付工や植生工を採用しており、時間の経過とともにモルタル吹付面の劣化や表面が露出した地山の風化が原因で、法面崩落等の発生が懸念されている。 今後さらに法面の老朽化が進行することにより、通学児童をはじめとする歩行者や車両に危険を及ぼす可能性が増すだけではなく、崩落等の災害が発生した場合は、緊急輸送路や幹線道路等における物資輸送にも大きな影響を与えることが懸念されている。
推進方針	通学児童をはじめとする歩行者や車両の安全性を確保するとともに、災害時における物資輸送の確実性を高めるため、法面の維持管理をこれまでの事後保全型から予防保全型に転換し、計画的に法面崩落防止対策工事を実施する。

【土木部】

●道路メンテナンス事業　（再掲）

脆弱性評価	「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」に基づき、道路パトロール等による日常点検と５年に一度の定期点検により、道路構造物の状態を早期にかつ的確に把握し、早めの修繕を計画的・継続的に実施しており、将来にわたる道路交通ネットワークの安全性・信頼性を確保する必要がある。
推進方針	維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を目的として、「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」を策定しており、定期的な点検や重要度と健全性の指標による整備の優先順位付けなどの対策をとることにより、緊急輸送道路などをはじめとした、道路交通ネットワークの安全性と信頼性の確保を図っていく。

関連数値指標	現状値	目標値
修繕工事を実施した橋梁数	32 橋（R4）	75 橋（R7）
修繕工事を実施したトンネル数	0 箇所（R4）	4 箇所（R7）
修繕工事を実施した道路付属物数	0 箇所（R4）	1 箇所（R7）
点検した橋梁数（R1～R5：2 巡目）	1,467 橋（R4）	1,842 橋（R5）
点検したドンネル数（R1～R5：2 巡目）	7 箇所（R4）	9 箇所（R5）
点検した道路付属物数（R1～R5：2 巡目）	20 箇所（R4）	26 箇所（R5）

【土木部】

（5－1）　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

●安心みちまち冠水対策

脆弱性評価	近年、増加傾向にある集中豪雨による冠水により交通規制の頻度が増加していることから、市民生活はもとより、災害時における緊急車両の活動にも影響を与えており、道路における抜本的な排水対策が必要になっている。また、令和元年東日本台風等の豪雨災害以降、市民の防災意識も高まり、道路冠水対策について多くの要望が寄せられていることから、市道の冠水箇所及びその頻度を減らす取組が求められている。
推進方針	既存施設を有効活用しながら、排水不良や能力不足になっている施設を経済的かつ合理的に改修し冠水を解消する。

【土木部】

●港湾施設の維持管理・防災体制の強化　（再掲）

脆弱性評価	東日本大震災において、港湾施設や臨海道路が崩壊するなど甚大な被害が発生し、一時すべての貨物輸送機能を失う事態に陥った。 資源・エネルギー取扱拠点港である「国際バルク戦略港湾（石炭）」に東北地区で唯一選定されるなど、小名浜港の重要性がますます高まる中、大規模災害時においても、継続的な物流機能を確保できるよう、耐震強化岸壁や臨港道路等の必要な施設管理と防災体制の構築が求められる。
推進方針	大規模災害が発生した場合であっても、福島県の重要港湾である小名浜港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、施設の適切な維持管理及び計画的な施設の更新、さらには防災及び緊急時対応の体制強化に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。

【産業振興部】

●漁港施設の整備　（再掲）

脆弱性評価	東日本大震災においては、岸壁、漁船、市場、水産加工場など水産業にとって重要な漁港施設に加え、漁港を取り巻く関係産業にも甚大な被害が発生した。漁港は、漁業の基地となるだけでなく、漁獲物の水揚げ、流通、加工等の機能が集積する水産業の基盤施設であるため、津波・地震に対する防災機能を強化するために必要な施設整備の推進が求められる。
推進方針	漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤等に関して、津波・地震に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備の推進と、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。

【農林水産部】

（5－2）　食料等の安定供給の停滞

●幹線道路等の体系的な整備　（再掲）	
脆弱性評価	体系的な道路ネットワークの形成を図るため、国・県道を補完する幹線道路等の整備を進めており、大規模災害発生時においては、避難、救助活動、物資供給等を円滑に行うための道路交通の確保が重要であることから、引き続き、幹線道路等の整備を推進する必要がある。
推進方針	道路機能の確保は、発災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要であることから、安全・安心な道路交通を確保し、迅速な復旧・復興を可能とするため、国、県と連携しながら、継続して幹線道路等の整備を推進していく。 ＜国県等の主な取組＞ ・常磐自動車道４車線化【東日本高速道路㈱】 ・国道６号勿来バイパスの整備【国】 ・国道 49 号北好間改良の整備【国】 ・小名浜道路の整備【県】

【土木部】

●緊急輸送道路等の防災・減災対策　（再掲）	
脆弱性評価	道路法面（注：道路工事により造られる人工的な切土や盛土の斜面。以下「法面」という。）は、モルタル吹付工や植生工を採用しており、時間の経過とともにモルタル吹付面の劣化や表面が露出した地山の風化が原因で、法面崩落等の発生が懸念されている。 今後さらに法面の老朽化が進行することにより、通学児童をはじめとする歩行者や車両に危険を及ぼす可能性が増すだけではなく、崩落等の災害が発生した場合は、緊急輸送路や幹線道路等における物資輸送にも大きな影響を与えることが懸念されている。
推進方針	通学児童をはじめとする歩行者や車両の安全性を確保するとともに、災害時における物資輸送の確実性を高めるため、法面の維持管理をこれまでの事後保全型から予防保全型に転換し、計画的に法面崩落防止対策工事を実施する。

【土木部】

（５－２）　食料等の安定供給の停滞

●農業水利施設の長寿命化・防災減災

脆弱性評価	農業生産活動の基盤となる農業水利施設（ため池、用排水路、排水機場等）については、老朽化が進んでいる。災害時に農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。
推進方針	県営事業と連携を図りながら、農業水利施設の更新・補修を実施し、災害時の被害を未然に防ぎ、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

【農林水産部】

●卸売市場の業務継続体制の確保

脆弱性評価	大規模災害発生時に生鮮食料品の確保・安定供給のため、いわき市業務継続計画（BCP）に基づき、市と場内事業者が連携した市場流通の継続のための対策を実施する。また、周辺地域で生鮮食料品の確保が出来ない場合には、「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」や「災害時における相互応援に関する協定」（全国中央卸売市場協会北海道・東北支部）に基づき、広域的に生鮮食料品の確保を図ることとしている。今後も協定締結団体や事業者との連携強化をさらに推進していく必要がある。
推進方針	いわき市業務継続計画（BCP）に基づいた対策を実施し、必要に応じ協定に基づいた広域的な生鮮食料品の確保の応援を得て生鮮食料品の安定供給体制の充実・強化を図る。

【農林水産部】

（５－２）　食料等の安定供給の停滞

●港湾施設の維持管理・防災体制の強化　（再掲）	
脆弱性評価	東日本大震災において、港湾施設や臨海道路が崩壊するなど甚大な被害が発生し、一時すべての貨物輸送機能を失う事態に陥った。 資源・エネルギー取扱拠点港である「国際バルク戦略港湾（石炭）」に東北地区で唯一選定されるなど、小名浜港の重要性がますます高まる中、大規模災害時においても、継続的な物流機能を確保できるよう、耐震強化岸壁や臨港道路等の必要な施設管理と防災体制の構築が求められる。
推進方針	大規模災害が発生した場合であっても、福島県の重要港湾である小名浜港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、施設の適切な維持管理及び計画的な施設の更新、さらには防災及び緊急時対応の体制強化に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。

【産業振興部】

●漁港施設の整備　（再掲）	
脆弱性評価	東日本大震災においては、岸壁、漁船、市場、水産加工場など水産業にとって重要な漁港施設に加え、漁港を取り巻く関係産業にも甚大な被害が発生した。漁港は、漁業の基地となるだけでなく、漁獲物の水揚げ、流通、加工等の機能が集積する水産業の基盤施設であるため、津波・地震に対する防災機能を強化するために必要な施設整備の推進が求められる。
推進方針	漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤等に関して、津波・地震に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備の推進と、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。

【農林水産部】

６　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

（６－１）　電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

●再生可能エネルギーの導入拡大

脆弱性評価	地球温暖化対策や災害に強いまちづくりの観点と併せ、原子力発電に依存しない社会を目指すために、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入を促進していく必要がある。この場合、太陽光発電システムなどの環境負荷軽減機器を導入することになるが、初期費用が比較的高いことや、システムのメンテナンスに費用がかかることが普及に向けての課題となっている。
推進方針	・再生可能エネルギーや蓄電池、燃料電池などの分散型エネルギーによる、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた調査・研究を行う。 ・長い日照時間や豊富な森林資源を有する地域特性等を踏まえ、太陽エネルギー等の導入拡大を図る。

【生活環境部】

●ゼロカーボンドライブ等の促進

脆弱性評価	次世代エネルギー社会の構築や原子力発電に依存しない社会を目指すために、利用段階で二酸化炭素など温室効果ガスを排出せず、利便性やエネルギー効率が高いうえに、災害時にも利用できるなど、水素等の利活用を促進していく必要がある。利用形態の一つとして、燃料電池自動車や電気自動車の導入があり、災害時の停電において、非常用電源として車両を発電機や蓄電池として活用することができるが、車両価格が高いことが普及に向けての課題となっている。
推進方針	・水素エネルギーなど環境負荷の少ないエネルギーが活用される取組を支援・検討する。 ・再生可能エネルギーや蓄電池、燃料電池などの分散型エネルギーによる、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた調査・研究を行う。 ・燃料電池自動車や電気自動車の普及啓発を行う。 ・次世代自動車等（燃料電池自動車、電気自動車及び可搬型外部給電器）や、太陽光発電システムと次世代自動車の導入による、移動時の脱炭素化やレジリエンスの強化に資するゼロカーボンドライブに対する補助及び普及啓発を行う。

【生活環境部】

（6－1）　電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

●災害時応援体制の整備

脆弱性評価	多種多様な災害対応業務を市や防災関係機関のみで対応することが困難であること、また災害の発生に伴い、市内の物流機能が著しく低下することなどから、これまで広域的、かつ多様な団体との協力関係の構築を目的に、同時被災の可能性の低い遠地自治体等との災害時応援協定に取り組んできている。
推進方針	災害対応の迅速化と充実を図る観点から、協定締結団体等と事前に連携や情報の共有を図るとともに、必要に応じて新たな自治体等との協定を締結するなど、災害時における応援協力体制の構築に努めていく。

【危機管理部】

（6－2） 上下水道等の長期間にわたる機能停止

●水道施設の強靭化とバックアップ機能の強化等 （再掲）

脆弱性評価	本市の水道事業は、水需要の減少により水道料金収入が減少する中、高度経済成長期に整備した水道施設の老朽化により更新需要が増大していることに加え、東日本大震災や令和元年東日本台風の経験を踏まえ、近年、頻発化、激甚化する自然災害への対策も必要となっている。このような状況にあっても、災害対策や老朽施設の更新を着実に推進するため、将来的な水需要等を考慮して、長期的な視点に立ったアセットマネジメントを実践するとともに、適切な維持管理を計画的に実施し、施設の長寿命化を行う必要がある。
推進方針	水道事業は、市民生活や地域経済活動を支える重要なライフラインであることから、老朽施設の計画的な更新を着実に進めるとともに、様々な自然災害が発生した場合においても、水道による給水機能を確保するため、管路や配水池、浄水場などの地震対策（耐震化）、津波・浸水対策、土砂災害対策、停電対策の災害対策により施設の強靭化を図る。また併せて、基幹浄水場間で水を相互融通できる水系幹線等の整備を進め、バックアップ機能の強化を図ることで水道システム全体の強靭化を推進する。 さらに、重要給水施設である救急医療機関等に対しては、災害時においても確実な給水を確保する必要があることから、配水池等から重要給水施設までの管路の耐震化を促進する。 これらを着実に推進するため、長期的な視点に立ったアセットマネジメントを実践するとともに、適切な維持管理を計画的に実施し、施設の長寿命化を図り、更新需要の縮減に努める。

関連数値指標	現状値	目標値
バックアップ率	70.6%（R3）	100%（R22）
浄水場再整備率	0.00%（R3）	100%（R53）
基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率	30.8%（R3）	100%（R10）
耐震診断実施率	20.6%（R3）	100%（R10）
浄水施設の耐震化率	23.4%（R3）	33.2%（R13）
ポンプ場(所)の耐震化率	51.6%（R3）	53.8%（R13）
配水池の耐震化率	46.5%（R3）	56.0%（R13）
管路の耐震管率	13.9%（R3）	24.4%（R13）
基幹管路の耐震管率	44.4%（R3）	51.1%（R13）
津波・浸水対策実施率	0.00%（R3）	100%（R7）
土砂災害対策実施率	0.00%（R3）	100%（R6）
停電対策実施率	39.1%（R3）	100%（R13）
施設の更新率	0.00%（R3）	5.5%（R13）
管路の更新率（年間）	1.21%（R3）	1.00%（R13）
重要給水施設配水管路の耐震管率	54.9%（R3）	70.1%（R13）

【水道局】

（6－2）　上下水道等の長期間にわたる機能停止

●非常用飲料水の供給　（再掲）	
脆弱性評価	東日本大震災において地震発生直後から救急病院等の優先給水施設への運搬給水に多くの職員が時間を割かれたこと、耐震性貯水槽等の拠点給水施設の容量が不足していたことから、市民への応急給水は困窮を極めた。このことを踏まえ、災害発生から３日分の飲料水を確保することを目指し、耐震性貯水槽等を新たに整備してきたことによりハード面の整備は完了している。現在、災害時に迅速に耐震性貯水槽等を運用するための人員確保や操作方法の周知等に係るソフト面の整備が課題となっている。
推進方針	災害等の非常時に拠点給水施設である耐震性貯水槽を早期に運用するため、自主防災組織等の地元団体に対して協力を求める。協力を得られた団体に対して当該施設の運用を依頼する耐震性貯水槽の操作説明会を開催し、緊急時にも即応できる体制を構築するとともに、協力を得ることが出来ていない団体へも引き続き協力を依頼し、応急給水の強化に努める。

【水道局】

●下水道施設の老朽化・耐震化等　（再掲）	
脆弱性評価	本市の下水道（公共下水道、都市下水路、地域汚水処理施設及び農業集落排水処理施設）は、昭和 33 年から、順次、事業に着手しているが、施設の中には、現在の耐震基準を満たさない施設が多く、今後、施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大や人口減少による下水道使用料収入の減少が見込まれるなど、厳しい経営状況にある。このような状況の中、地震・津波等の自然災害が発生した場合においても、下水道施設は、都市機能を支える重要なライフラインであることから、将来にわたり安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現する必要がある。
推進方針	地震・津波等の自然災害から下水道施設の被害を防ぎ、安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現するため、「市下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、点検・調査等による施設の状態の把握、評価や中長期的な施設の状態の予測を行い、計画的かつ効率的に下水道施設の改築等を実施する予防保全型の管理により、老朽化・耐震化等対策を進めていく。

【生活環境部】

（6－2）　上下水道等の長期間にわたる機能停止

●下水道施設の浸水対策　（再掲）

脆弱性評価	本市では、市街地の浸水被害の軽減を図るため、雨水管渠やポンプ場等の整備を進めるとともに、内水ハザードマップの公表や雨水流出抑制施設等設置補助を実施している。近年、気候変動の影響に伴う降雨量の増加やゲリラ豪雨の頻発等により、現行の計画規模を超える降雨が発生し、浸水リスクが高まっていることから、その影響を踏まえた下水道施設（公共下水道、都市下水路、地域汚水処理施設及び農業集落排水処理施設）の整備を推進するとともに、市民の自助・共助による減災対策や防災意識の向上を図る必要がある。
推進方針	気候変動の影響を踏まえた新たな計画規模の降雨に対する浸水被害を防ぐため、雨水管渠やポンプ場等の整備を進めていくとともに、河川氾濫や津波等の災害時においても、一定の下水道機能を確保するため、施設の老朽化対策に併せて、計画的かつ効率的に耐水化及び防水化を実施する。また、自助・共助による浸水被害の軽減を図るため、引き続き内水ハザードマップの公表により浸水リスクを周知するとともに、雨水流出抑制施設や止水板の普及に向けた取組を進めていく。

【生活環境部】

●浄化槽の整備　（再掲）

脆弱性評価	し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲取り便槽を使用している住宅は、トイレ以外の雑排水をそのまま側溝などに流しており、公共用水域の水質汚濁に係る大きな要因の一つとなっている。 また、これらの設備については、設置からかなりの年数が経過し、全体的に老朽化が進み耐久性が低下するなど、大規模災害発生時には使用不可となる可能性があるほか、破損し処理前の汚水が漏れ出すことが懸念されるところである。 このため、トイレの汚水を含めた生活雑排水全てを処理し、かつ耐久性に優れた「合併処理浄化槽」への転換を促進することで、公共用水域の水質保全・汚濁防止を図っていく必要がある。
推進方針	本市では、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽へ切替えを行う方に対し、その設置費等の一部を助成する「浄化槽整備事業」を実施しており、今後も継続して本事業を推進し合併処理浄化槽への転換を促進していく。

関連数値指標	現状値	目標値
単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への補助基数	664 基（R3）	1,137 基（R5）

【生活環境部】

（6－3）　地域交通ネットワークが分断する事態

●持続可能な公共交通ネットワークの構築

脆弱性評価	本市においては、利便性の高い基幹的公共交通路線沿いの徒歩圏人口カバー率が全国平均に比べて著しく低く、鉄道やバスといった公共交通が利用しにくい都市構造となっている。今後、人口減少により鉄道やバス利用者の減少が予想される中では、鉄道やバスの運行本数が減少し、さらに利便性が低下することが懸念されることから、基幹的な公共交通路線沿いの人口密度を維持するとともに、まちづくりと連携しつつ、利用者需要と運行サービスの調和が図られた持続可能な公共交通ネットワークを構築していくことが課題である。また、災害時においても公共交通を確保するため、交通事業者等との連絡体制を構築する必要がある。
推進方針	・鉄道やバスの利便性向上や、公共交通を補完するカーシェアリング等の充実を図り、すべての人が安心かつ分かりやすく利便性の高い公共交通環境づくりに努める。 ・公共交通空白地域におけるデマンド型交通の運行など、地域性に合わせた公共交通システムのあり方の検討や導入に努めるとともに、新たな交通手段の導入に向けた検討や、自動運転をはじめとする新たな技術の活用、さらにはICTを活用し、鉄道やバス、タクシー等の交通サービス間のシームレス化による利便性の向上など、交通手段の多様化に取り組む。 ・災害時における公共交通の確保、早期の回復、迅速かつ正確な情報収集・広報のため、交通事業者・関係機関との連絡体制の構築を図る。

【都市建設部】

（6－3）　地域交通ネットワークが分断する事態

●幹線道路等の体系的な整備　（再掲）	
脆弱性評価	体系的な道路ネットワークの形成を図るため、国・県道を補完する幹線道路等の整備を進めており、大規模災害発生時においては、避難、救助活動、物資供給等を円滑に行うための道路交通の確保が重要であることから、引き続き、幹線道路等の整備を推進する必要がある。
推進方針	道路機能の確保は、発災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路の確保などその意義は極めて重要であることから、安全・安心な道路交通を確保し、迅速な復旧・復興を可能とするため、国、県と連携しながら、継続して幹線道路等の整備を推進していく。 ＜国県等の主な取組＞ ・常磐自動車道４車線化【東日本高速道路㈱】 ・国道６号勿来バイパスの整備【国】 ・国道 49 号北好間改良の整備【国】 ・小名浜道路の整備【県】

【土木部】

●緊急輸送道路等の防災・減災対策　（再掲）	
脆弱性評価	道路法面（注：道路工事により造られる人工的な切土や盛土の斜面。以下「法面」という。）は、モルタル吹付工や植生工を採用しており、時間の経過とともにモルタル吹付面の劣化や表面が露出した地山の風化が原因で、法面崩落等の発生が懸念されている。 今後さらに法面の老朽化が進行することにより、通学児童をはじめとする歩行者や車両に危険を及ぼす可能性が増すだけではなく、崩落等の災害が発生した場合は、緊急輸送路や幹線道路等における物資輸送にも大きな影響を与えることが懸念されている。
推進方針	通学児童をはじめとする歩行者や車両の安全性を確保するとともに、災害時における物資輸送の確実性を高めるため、法面の維持管理をこれまでの事後保全型から予防保全型に転換し、計画的に法面崩落防止対策工事を実施する。

【土木部】

（6－3）　地域交通ネットワークが分断する事態

●都市計画道路の整備　（再掲）	
脆弱性評	都市計画道路については、安全で安心な都市交通の確保はもとより、災害時においても円滑に避難所にアクセスできる道路空間の整備が必要である。
推進方針	第二次いわき市都市計画マスタープラン及びいわき市立地適正化計画における将来都市構造や都市計画道路網の整備方針と整合を図るとともに、関係機関と連携し、地域との合意形成を図りながら、調査等の取組を進めていく。

関連数値指標	現状値	目標値
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路勿来常磐線　約 900m	工事施工中	完成（R11）
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路須賀三枚笈線　約 1,400m	工事施工中	完成（R11）
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路錦東幹線　約 600m	工事施工中	完成（R11）
勿来錦第一土地区画整理事業 都市計画道路錦西幹線　約 600m	工事施工中	完成（R11）

【都市建設部】

●道路メンテナンス事業 （再掲）	
脆弱性評価	「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」に基づき、道路パトロール等による日常点検と５年に一度の定期点検により、道路構造物の状態を早期にかつ的確に把握し、早めの修繕を計画的・継続的に実施しており、将来にわたる道路交通ネットワークの安全性・信頼性を確保する必要がある。
推進方針	維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を目的として、「いわき市道路構造物長寿命化修繕計画」を策定しており、定期的な点検や重要度と健全性の指標による整備の優先順位付けなどの対策をとることにより、緊急輸送道路などをはじめとした、道路交通ネットワークの安全性と信頼性の確保を図っていく。

関連数値指標	現状値	目標値
修繕工事を実施した橋梁数	32 橋（R4）	75 橋（R7）
修繕工事を実施したトンネル数	0 箇所（R4）	4 箇所（R7）
修繕工事を実施した道路付属物数	0 箇所（R4）	1 箇所（R7）
点検した橋梁数（R1～R5：2 巡目）	1,467 橋（R4）	1,842 橋（R5）
点検したドンネル数（R1～R5：2 巡目）	7 箇所（R4）	9 箇所（R5）
点検した道路付属物数（R1～R5：2 巡目）	20 箇所（R4）	26 箇所（R5）

【土木部】

（６－３）　地域交通ネットワークが分断する事態

●道路に面しているブロック塀の安全対策　（再掲）	
脆弱性評価	道路に面して設置されたブロック塀等の所有者に対し、当該塀の撤去に要する費用の一部を補助しており、倒壊等による事故を未然に防ぐために、引き続き制度の拡充・継続が必要である。
推進方針	倒壊時に危険が生じる恐れのあるブロック塀等の所有者に対し注意喚起・制度の周知を行い、避難路における安全対策を図っていく。

【都市建設部】

●無電柱化の推進　（再掲）	
脆弱性評価	都市計画道路掻槌小路幕ノ内線は、いわき駅北口交通広場へのアクセス道路として、また、災害時には避難所ともなる平第二小学校並びに平商業高校の通学路として、本市の都市計画道路ネットワークの形成に欠かせない、極めて重要な路線である。しかしながら、本路線は幅員狭隘であり、歩車道が分離されておらず、通勤、通学、買い物等の歩行者や自転車利用者は自動車が往来する車道を通行し、大変危険な状況にある。これらを踏まえ、本路線の拡幅整備とともに、電線共同溝による無電柱化を進め、災害時における電柱倒壊に起因する交通ネットワーク、通信インフラの遮断等を回避し、安全で円滑な通行空間等の確保が必要である。
推進方針	道路拡幅及び無電柱化については、安全で円滑な通行空間の確保、災害時のアクセス道路としての機能向上に大きく寄与することから、沿線地権者の協力を得ながら、可能な限り、早期完成へ向け整備を進める。

【土木部】

（６－３）　地域交通ネットワークが分断する事態

●交通環境の改善

脆弱性評価	通学路や交通事故が頻繁に起きている市道、避難所に指定されている公民館等の公共施設・住宅や商業施設が連坦している市道など、交通の安全を確保する必要がある道路において、全ての人が安全で快適に通行できる歩行空間を確保する必要があるが、安全を確保出来ていない歩道等がある。 また、市道の夜間時の交差点等において歩行者の安全性を高めるため、走行する車両からの視認性を向上させる取り組みが求められている。 なお、既設照明は高圧ナトリウム形式が大半を占め、現在、標準的に使用されるLED形式と比較すると、CO_2の排出量は約２倍となることから環境面において劣っている。
推進方針	全ての歩行者の安全を確保するため、道路交通環境の整備を計画的に実施していく。 また、夜間時の交差点等において走行する車両からの視認性の向上を図り、学生をはじめとする歩行者の安全性を高めるとともに、CO_2削減による環境対策を図る。

【土木課】

（6－3）　地域交通ネットワークが分断する事態

●自転車道路網の整備

脆弱性評価	コンパクトなまちづくりを支える移動手段の一つとして、自転車を活用する動きが高まっていることから、国土交通省においては、自転車活用推進計画に基づき自転車通勤等の促進や自転車通行空間の整備推進に取り組んでいる。また、今般のコロナ禍による新しい生活様式において、自転車活用の有用性を踏まえ、更なる推進に取り組んでいる。本市においても、令和２年２月に市自転車活用推進計画を策定し、いわき七浜海道の整備やサイクルステーションの設置、自転車活用の情報発信、受け入れ環境の充実など、自転車活用に関する様々な施策を展開しており、引き続き自転車ネットワークの構築や安全で快適な自転車走行空間の整備を推進する必要がある。
推進方針	自転車活用の推進を図り、市民の健康増進やサイクルツーリズムの推進による観光交流人口の拡大、良好な交通環境づくり及び災害時の移動手段等に寄与するため、東日本大震災に伴う復旧・復興事業や令和元年東日本台風に伴う河川施設の改良復旧事業により整備される防潮堤等を有効活用し、自転車ネットワークの構築や安全で快適な自転車走行空間の整備を行う。

【土木部】

●安心みちまち冠水対策　（再掲）

脆弱性評価	近年、増加傾向にある集中豪雨による冠水により交通規制の頻度が増加していることから、市民生活はもとより、災害時における緊急車両の活動にも影響を与えており、道路における抜本的な排水対策が必要になっている。また、令和元年東日本台風等の豪雨災害以降、市民の防災意識も高まり、道路冠水対策について多くの要望が寄せられていることから、市道の冠水箇所及びその頻度を減らす取組が求められている。
推進方針	既存施設を有効活用しながら、排水不良や能力不足になっている施設を経済的かつ合理的に改修し冠水を解消する。

【土木部】

（６－３）　地域交通ネットワークが分断する事態

●国土調査の推進

脆弱性評価	土地の境界や権利関係を明確化することにより、土砂災害等の被災からの復旧や住宅再建の際に迅速な復旧を可能にするため、地籍調査を計画的に実施している。本市における地籍調査の進捗率は、令和２年３月末時点で68.6%であり、着実に調査を進める必要がある。
推進方針	被災からの復旧を円滑に進められるよう、地籍調査を着実に推進する。

関連数値指標	現状値	目標値
調査対象面積	625.70㎢（R2）	652.96㎢（R11）

【農林水産部】

●港湾施設の維持管理・防災体制の強化　（再掲）

脆弱性評価	東日本大震災において、港湾施設や臨海道路が崩壊するなど甚大な被害が発生し、一時すべての貨物輸送機能を失う事態に陥った。 資源・エネルギー取扱拠点港である「国際バルク戦略港湾(石炭)」に東北地区で唯一選定されるなど、小名浜港の重要性がますます高まる中、大規模災害時においても、継続的な物流機能を確保できるよう、耐震強化岸壁や臨港道路等の必要な施設管理と防災体制の構築が求められる。
推進方針	大規模災害が発生した場合であっても、福島県の重要港湾である小名浜港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、施設の適切な維持管理及び計画的な施設の更新、さらには防災及び緊急時対応の体制強化に取り組むよう、国・県に対し働きかけていく。

【産業振興部】

（６－３）　地域交通ネットワークが分断する事態

●道路の除雪対策	（再掲）
脆弱性評価	坂道や日陰などで凍結しやすい道路への融雪剤の事前配置、積雪深が５cm～10cm 以上となった場合に除雪作業を実施している。また、中山間地域などで、降雪により孤立が懸念される地区については、冬期間の初期に除雪車両を現地に配備し、早急に除雪作業に取りかかれるよう準備をしている。しかしながら、国・県道を経由する地区については、国・県道の除雪完了後に市道の除雪が行われるため、作業が完了し通行の確保までに時間を要することが課題である。
推進方針	従来、除雪作業はそれぞれの道路管理者が実施しているが、幹線道路である国･県道の除雪が完了したのちに市道の除雪が行われる地区などがあることから、国・県道の除雪に市が協力するなど、地域の実情に応じた除雪体制の構築に努める。

【土木部】

（６－４）　異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

●工業用水道の強靭化

脆弱性評価	工業用水は、産業を支える重要な社会インフラであり、産業活動が続く限り安定した供給が求められることから、事故等の発生予防や長寿命化対策を推進する必要がある。
推進方針	工業用水を安定して供給することが産業を支える社会インフラとしての重要な役割であることから、工業用水道の管理者である県及び市※は日常の点検等により施設の状況を的確に把握するとともに設備の維持・修繕を実施するほか、施設の耐震化や強靭化に努める。 ※施設の所管：好間工業用水道（市）、それ以外の工業用水道（県）

【水道局】

7　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

（7－1）　ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

●ため池ハザードマップの作成　（再掲）

脆弱性評価	平成 30 年７月の西日本豪雨により、多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年７月）が制定されるとともに、決壊時の浸水想定区域内に家屋や公共施設等が存在するため池について、「防災重点農業用ため池」として県が指定することとなった。これを受け、防災重点農業用ため池については、国の方針に基づきハザードマップを作成し、浸水想定区域の周辺住民へ周知する必要がある。
推進方針	緊急時の迅速な避難行動を促すため、すべての防災重点農業用ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知する。

関連数値指標	現状値	目標値
ハザードマップ作成箇所数	52 箇所（R2）	163 箇所（R7）

【農林水産部】

●農業水利施設の長寿命化・防災減災　（再掲）

脆弱性評価	農業生産活動の基盤となる農業水利施設（ため池、用排水路、排水機場等）については、老朽化が進んでいる。災害時に農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。
推進方針	県営事業と連携を図りながら、農業水利施設の更新・補修を実施し、災害時の被害を未然に防ぎ、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

【農林水産部】

（7－1）　ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

●ダムの維持管理　（再掲）	
脆弱性評価	県が管理する小玉ダム、高柴ダム、四時ダムは大雨が降った場合に一度に下流に流れて水害が起きないよう洪水を軽減する機能を有しているが、気候変動の影響等によりダムの洪水調整機能を上回る異常洪水の発生に備え、ダム管理者による効果的なダムの操作、関係機関が連携した防災情報の共有や住民への周知を充実させる必要がある。
推進方針	ダム下流域の防災・減災のため、ダム管理者（県）による適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組むよう働きかけていく。

【土木部】

（7－2）　有害物質の大規模拡散・流出

●有害物質の拡散・流出の防止

脆弱性評価	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法等に基づき、有害物質等を扱う工場等事業場の立入検査等を行い、指導・啓発を実施しており、引き続き有害物質の拡散・流出防止対策を推進していく必要がある。
推進方針	災害時に有害な化学物質が拡散・流出し、市民の健康被害や環境汚染などの事象が発生することを防止する。 ・大気汚染常時監視測定装置により、健康被害に繋がる恐れのある物質が大気中に拡散していないことを確認する。 ・有害大気汚染物質のモニタリング調査を定期的に実施する。 ・河川調査等を実施し、河川等周辺環境への有害物質の流出状況を把握する。 ・有害物質漏洩の恐れのある工場等事業場への立入検査を行い、原因の究明及び再発防止に係る指導等を実施する。

【生活環境部】

●危険物施設の災害予防　（再掲）

脆弱性評価	危険物は、その貯蔵又は取扱い（以下「貯蔵等」という。）上の不備が直ちに災害発生の原因となり、災害時に被害を拡大する要因となることから、危険物貯蔵等施設に対して自主保安対策を講じさせるとともに、関係者と協力しながら危険物施設の災害を予防する必要がある。
推進方針	危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、予防査察指導を強化する。また、危険物貯蔵等事業所に対し、危険物に関する知識の普及啓発を図り、関係機関及び隣接する危険物貯蔵等事業所との相互応援協定の締結を促進して、効率の高い保安体制を確立するよう指導する。さらに、危険物施設の点検及び安全性評価を定期に行わせるとともに、自主保安対策を強化させるため、具体的な災害を想定した予防規程等の整備及び実践的な防災訓練等の実施について指導する。

【消防本部】

（7－3）　原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

●原子力発電所の安全監視

脆弱性評価	廃炉に向けた取組やトラブルの状況等を随時確認するため、県の「廃炉安全監視協議会」等の様々な機会を捉えて監視体制を強化している。燃料デブリや使用済燃料の取り出し作業が進められる中、自然災害によって新たな汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、引き続き廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国及び東京電力に万全の対策を求めていく必要がある。
推進方針	東京電力福島第一原子力発電所において、燃料デブリや使用済燃料の取り出し作業が進められる中、自然災害によって新たな汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、県の「廃炉安全監視協議会」等の様々な機会を捉えて、廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国及び東京電力に万全の対策を求めていく。

【危機管理部】

●関係機関・原子力事業者との情報連絡体制及び市民への情報伝達体制の充実・強化

脆弱性評価	いかなる災害が発生したとしても、国、県、関係機関及び原子力事業者等と速やかに情報を共有し、的確な初動対応を行うための連絡体制を確保する必要がある。県は、原子力災害に備えた緊急時通信連絡体制の整備として、これまでＴＶ会議システムの更新等を進めており、本市においても機器が整備されているため、今後も県が開催する定期的な通信訓練により関係職員の操作習熟度の向上を図っていく必要がある。また、これらの情報を市民等へ的確に伝達する体制の整備を図っていく必要がある。
推進方針	原子力災害に備えた緊急時通信連絡体制の整備を推進するとともに、関係職員の操作習熟度の向上及び関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化を促進する。また、これらの情報を市民等へ的確に伝達する体制の整備を図っていく。

【危機管理部】

（7－3）　原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

●原子力防災体制の充実・強化

脆弱性評価	原子力災害の教訓を踏まえ、「市地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「市原子力災害広域避難計画」を策定し、原子力防災体制の充実・強化を進めている。また、これらの計画の実効性を高めるため、広域避難先となる自治体等との連携協力体制を整備するほか、確実なモニタリング体制の確保、要配慮者等への支援体制の構築及び感染症流行下での原子力防災体制の構築等について進めていく必要がある。
推進方針	「市地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「市原子力災害広域避難計画」に基づき、平常時のモニタリング体制や広域避難先となる自治体等との連携協力体制を整備するほか、確実なモニタリング体制の確保、要配慮者等への支援体制の構築及び感染症流行下での原子力防災体制の構築等について、引き続き国及び県に対して働きかける。

【危機管理部】

●原子力災害時における物資供給体制の充実・強化

脆弱性評価	原子力災害緊急事態宣言が発令される際には、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）である本市においては「屋内退避」が現実的な放射線防護措置であるが、屋内退避指示が発令された場合には水道水等の摂取制限も併せて発令される可能性が高く、その期間における市外からの物資供給体制や市民への物資供給体制を構築する必要がある。
推進方針	屋内退避中における市外からの物資供給体制の構築について、国及び県に対して求めていくとともに、市民への物資供給体制について連携して整備していく。

【危機管理部】

（7－3）　原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

●原子力災害広域避難計画に基づく防災訓練等の実施

脆弱性評価	原子力発電所の不測の事態に備え、住民が適切に対応できるよう、原子力防災訓練を定期的に実施するとともに、原子力防災の手引きを世帯配布するほか出前講座等を実施することにより、市民への知識普及と理解促進を図っている。また、職員や関係機関等が円滑に対応できるよう県原子力防災訓練に参加し、今後も引き続き防災体制の充実に取り組んでいく必要がある。
推進方針	原子力防災訓練を定期的に実施するとともに、出前講座等の機会を捉えて市民への知識普及と理解促進に努めるほか、原子力災害発生時に職員や関係機関が円滑に対応できるよう県原子力防災訓練に参加し、防災体制の充実に取り組んでいく。

【危機管理部】

●原子力防災資機材の充実・強化

脆弱性評価	放射線防護という特殊性を踏まえて、県は原子力防災資機材を周辺市町村に対して配備しているところであるが、今後も引き続き、必要な資機材を確保していく必要がある。
推進方針	県原子力防災訓練等を通して必要な資機材を検証するとともに、必要な原子力防災資機材を確保していく。

【危機管理部】

●放射線モニタリング体制の確保

脆弱性評価	原子力災害発生時に市民が被ばくを回避するための行動がとれるよう、普段より身近な生活空間の線量などの把握が重要であることから、放射線に関する正確な情報の提供を継続していく必要がある。
推進方針	現在は生活空間における空間線量率は一定の低減が図られており、貸出し件数も年々減少傾向にあるが、引き続き、市民への線量計の貸し出しや空間線量率などの測定を行い、放射線モニタリング体制を確保する。

【生活環境部】

（7－3）　原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

●放射線に関する知識の普及啓発

脆弱性評価	平成 27 年度に、本市と量子科学技術研究開発機構（旧放射線医学総合研究所）との間で放射線対策に関する連携協定を締結したことを契機に、放射線に関する講演会や体験学習会、学校等への出前講座等の事業を実施してきた。震災から 13 年以上が経過し、震災を知らない世代も増えてきている。身近な放射線の存在や正しい知識を持ち、風評や偏見に左右されず、不安のない日常生活が送れるよう、新たな世代への放射線に対する理解促進に取り組む必要がある。
推進方針	震災や原発事故を知らない新たな世代が放射線への正しい理解が深められるよう、放射線教育の支援や関係する各機関と協力して理解促進に取り組んでいく。

【保健福祉部】

●学校における放射線教育の推進　（再掲）

脆弱性評価	放射線の基礎的な性質についての理解を深めるとともに、科学的な根拠をもとにして、心身ともに健康で安全な生活を送るために、児童・生徒が自ら考え、判断し、行動できる力を育成する必要がある。
推進方針	自ら考え、判断し、行動できる態度や能力を高める指導の充実を図るため、学校や地域、児童生徒の実態に応じて放射線教育を指導計画に位置づけ、文部科学省等が作成する副読本や視覚的な教材を効果的に活用して客観的な立場から指導するなど指導内容及び指導方法を工夫し、放射線教育の充実を図る。

【教育委員会事務局】

（7－4）　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

●鳥獣被害防止対策

脆弱性評価	人口減少や高齢化に加え、原子力発電所事故による環境の汚染に伴う人間活動の縮小（狩猟者の減少、手入れの行き届かない森林や耕作放棄地の増加など）により、イノシシやハクビシン、カワウなどの野生鳥獣による農作物等の被害が多数発生しており、特に、イノシシによる被害は拡大傾向にあり、山際の農地において被害が深刻化するとともに、市街地周辺まで出没する事案も発生している。農作物被害は農業者の耕作意欲を大きく減退させる一因となり、それに伴い更なる耕作放棄地の発生が懸念されることから、総合的な鳥獣被害対策を実施する必要がある。
推進方針	個体数に留意しながら鳥獣被害対策を実施する。特にイノシシについては、県及び市内猟友会と連携のもと、年間捕獲目標頭数の達成に努めていく。また、いわき市鳥獣被害防止対策協議会を実施主体として、地域への電気柵の貸出し、狩猟者への箱罠の貸出し、イノシシを捕獲した狩猟者に対する報償金の交付など、鳥獣被害対策を幅広く実施することで鳥獣被害防止の推進を図る。

【生活環境部・農林水産部】

●農業水利施設の長寿命化・防災減災　（再掲）

脆弱性評価	農業生産活動の基盤となる農業水利施設（ため池、用排水路、排水機場等）については、老朽化が進んでいる。災害時に農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。
推進方針	県営事業と連携を図りながら、農業水利施設の更新・補修を実施し、災害時の被害を未然に防ぎ、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

【農林水産部】

（7－4）　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

●森林の整備・保全　（再掲）

脆弱性評価	林業の衰退により森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されていることから、自然斜面を対象に、治山事業により斜面等の安定化・災害防止、及び森林の維持造成を通じて山地災害から市民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成を図る必要がある。
推進方針	山腹崩壊、山地災害が発生した箇所もしくは発生の恐れがある箇所において、法面の保護や土留め等の山腹工事を行い、市民生活の安定を図る。また、平成 31 年 4 月に施行された森林経営管理法に基づき、林業経営の持続的発展と森林の公益的機能の発揮を目的に、適切な森林管理を行う森林経営管理制度による森林整備の推進を図る。さらに、森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、林業の作業効率・生産能力の向上に必要な高性能林業機械の導入を支援していく。

【農林水産部】

●強い農業・担い手づくりの総合支援

脆弱性評価	農業は本市の基幹産業の一つであり、食料の安定供給だけではなく、自然環境や生物多様性の維持・保全や水源の涵養などの多面的な機能を有するが、近年は高齢化や後継者不足等による、農家数の減少や耕作放棄地の増加が問題となっている。今後は集落ごとに将来方針等について話し合いを行うことで、地域の将来を担う中核的担い手の育成・確保を図ることが必要である。
推進方針	人・農地プランに位置付けられた担い手を中心として、担い手や地域の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入、整備を行い、担い手の経営面積や付加価値の拡大等を図ることで、地域農業の発展を図る。

【農林水産部】

（7－5）　風評等による地域経済等への甚大な影響

●風評等の防止に向けた適切な情報発信等

脆弱性評価	平成 27 年度に、本市と量子科学技術研究開発機構（旧放射線医学総合研究所）との間で放射線対策に関する連携協定を締結したことを契機に、放射線に関する講演会や体験学習会、学校等への出前講座等の事業を実施してきた。震災から 13 年以上が経過し、震災を知らない世代も増えてきている。身近な放射線の存在や正しい知識を持ち、風評や偏見に左右されず、不安のない日常生活が送れるよう、新たな世代への放射線に対する理解促進に取り組む必要がある。
推進方針	東日本大震災及び原子力災害の影響による風評が現在も続くなか、地域の理解が進まないまま ALPS 処理水が放出された場合においては、更なる風評が懸念される。加えて、いつ起こるかわからない今後の大規模災害による風評に備えるため、継続して観光資源の魅力発信や観光プロモーション等を行うとともに、本市の観光地域づくりの舵取り役を担ういわき観光まちづくりビューローとの連携を強化していく。また、より多くの方々に積極的にいわき産農林水産物を選んでいただくため、安全性の判断材料の提供と併せて、おいしさなどの魅力を訴求するとともに、公式ホームページやＳＮＳの活用による情報発信及び市内外で開催されるイベントへの出展等により、情報発信力及びブランド力の強化を図る。

【観光文化スポーツ部・農林水産部】

●放射線モニタリング体制の確保　（再掲）

脆弱性評価	原子力災害発生時に市民が被ばくを回避するための行動がとれるよう、普段より身近な生活空間の線量などの把握が重要であることから、放射線に関する正確な情報の提供を継続していく必要がある。
推進方針	現在は生活空間における空間線量率は一定の低減が図られており、貸出し件数も年々減少傾向にあるが、引き続き、市民への線量計の貸し出しや空間線量率などの測定を行い、放射線モニタリング体制を確保する。

【生活環境部】

（7－5）　風評等による地域経済等への甚大な影響

●放射線に関する知識の普及啓発　（再掲）	
脆弱性評価	平成 27 年度に、本市と量子科学技術研究開発機構（旧放射線医学総合研究所）との間で放射線対策に関する連携協定を締結したことを契機に、放射線に関する講演会や体験学習会、学校等への出前講座等の事業を実施してきた。震災から 13 年以上が経過し、震災を知らない世代も増えてきている。身近な放射線の存在や正しい知識を持ち、風評や偏見に左右されず、不安のない日常生活が送れるよう、新たな世代への放射線に対する理解促進に取り組む必要がある。
推進方針	震災や原発事故を知らない新たな世代が放射線への正しい理解が深められるよう、放射線教育の支援や関係する各機関と協力して理解促進に取り組んでいく。

【保健福祉部】

●家畜伝染病対策等　（再掲）	
脆弱性評価	県が市内において実施している家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策に協力している。また、家畜伝染病が市内畜産農場で発生した場合に備え、主要道路における消毒ポイント選定作業や、県の主導する防疫対応への職員派遣等の協力体制を構築しており、引き続き、県との緊密な連携の下、市としての防疫体制を整える必要がある。
推進方針	大規模自然災害時においても、県の実施する家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策に協力するとともに、家畜伝染病が市内畜産農場で発生した場合に備え、県の主導する防疫対応への職員派遣等の協力体制を構築するなど、今後も引き続き、県との緊密な連携のもと、市としての防疫体制を整える。

【農林水産部】

８　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

（８－１）　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

●災害廃棄物処理体制の整備	
脆弱性評価	災害で発生する災害廃棄物については、発災直後から大量に排出されることから、迅速な仮置場の設置、廃棄物の受入れ、収集運搬、処分などを円滑に進めることが、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせないため、災害廃棄物処理に係る体制を強化する必要がある。また、災害廃棄物排出については、市民の協力が欠かせないことから、市の広報、防災訓練等を通じて、災害廃棄物の分別や臨時集積所の設置及び管理など、災害廃棄物排出に関するルールについて平時から市民に周知する必要がある。
推進方針	・災害廃棄物処理計画に基づき、災害協定を締結している団体との平時からの連携を深め、災害廃棄物の処理体制の強化を図る。 ・平時から市民に対し、災害廃棄物排出に関するルールについて周知するなど、理解を深める取組を進めていく。

【生活環境部】

（8－2）　復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●災害・復興ボランティアの受入体制の確立

脆弱性評価	災害が発生した際には、「いわき市地域防災計画」に基づき、市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握を行い、市内外の個人ボランティアの受入、被災者ニーズとのマッチング（活動先、活動内容の決定）を行っているほか、様々な支援団体との連携や調整が必要となる。 被災者ニーズは時間とともに変化していくため、それらのニーズに応えていくためには、一般ボランティアの活用のほか、段階に応じ、専門性を有する市民活動団体のコーディネート機能が必要となる。 また、災害時の迅速な対応を行うため、技術系のスキルを有する市民活動団体の育成支援を行う必要がある。
推進方針	災害が多様化・激甚化している中、災害ボランティアセンターを円滑に設置するため、市社会福祉協議会と連携し、様々な災害を想定した設置訓練を行う。 また、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの実施主体となる市社会福祉協議会と情報共有を行うとともに、市内における技術者養成に向けた方策について協議を進めていく。 さらに、被災者のボランティアニーズは段階によって、土木、環境、福祉など関係部署が多岐にわたり、かつ、高度な調整が求められることもあることから、庁内における情報共有の場やチームづくりなど、連携強化に向けた検討を進めていく。

【市民協働部】

●災害時応援体制の整備　（再掲）

脆弱性評価	多種多様な災害対応業務を市や防災関係機関のみで対応することが困難であること、また災害の発生に伴い、市内の物流機能が著しく低下することなどから、これまで広域的、かつ多様な団体との協力関係の構築を目的に、同時被災の可能性の低い遠地自治体等との災害時応援協定に取り組んできている。
推進方針	災害対応の迅速化と充実を図る観点から、協定締結団体等と事前に連携や情報の共有を図るとともに、必要に応じて新たな自治体等との協定を締結するなど、災害時における応援協力体制の構築に努めていく。

【危機管理部】

（８－２）　復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●り災証明等に係る円滑な被災者支援

脆弱性評価	災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、家屋の被害の程度を判定するり災証明書を迅速に発行することとしている。り災証明書は、被災者に対する義援金の支給、被災者生活再建支援法に基づく支援金支給等の判断材料となる重要な証明書であることから、迅速かつ的確に被害家屋等調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を支援する必要がある。
推進方針	被災者生活再建支援制度、応急仮設住宅への入居手続き及び各種減免制度等の制度を活用した生活再建が円滑に進むよう、関係部署間同士のり災情報の共有による手続きの簡略化をはじめとして、被災者の立場に寄り添った行政手続きの簡略化を推進する。

【危機管理部】

（８－３）　地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●自主防災組織等の活性化　（再掲）

脆弱性評価	自主防災組織は、地域の中核となり、地域防災力の強化に重要な役割を果たしている。一方、自主防災組織が結成されていない地区があること、組織が形骸化されていること、組織員の高齢化や後継者が不足していること等を理由にその取組に差が生じていること等を踏まえ、自主防災組織の新規結成、既存組織が関係機関、団体等との連携を図りながら、より実効力のある組織となるよう、体制を含めた機能強化を図る取組を進める必要がある。
推進方針	自主防災組織が未結成となっている地区に対し、その必要性について理解が得られるよう、粘り強く組織の結成を促していくとともに、組織の編成及び役割分担のあり方や訓練内容及び地域住民への啓発などを定める活動計画の策定に対して助言等を行うなど、関係部局連携のもと、必要な支援について検討していく。また、今後も引き続き、組織の「活動計画書」や「実績報告書」により、活動内容や運営体制等の状況把握に努めるほか、自主防災組織研修会や、市防災士養成講座の開催を通し、多様な世代の加入を促進し、防災リーダーの育成等を図るとともに、消防等と連携した防災訓練等の充実に努めながら、体制強化や組織機能の維持・向上に向け、なお一層取り組むこととする。

【危機管理部】

●避難行動要支援者対策の推進　（再掲）

脆弱性評価	災害時に自力で避難することが困難な要介護者や障がい者など（避難行動要支援者）の名簿を作成し、同意が得られているものについては、自主防災組織や民生・児童委員、地域包括支援センターなどの地域の関係者へ名簿情報を提供している。避難行動要支援者を地域の関係者が把握することで、避難時に孤立することを防ぎ、地域で必要な支援を受けられるよう、平時からの声掛けや見守り活動などの体制構築を目指している。しかしながら、令和６年２月末時点での対象者が 14,203 人であるのに対し、同意者は 7,162 人と半数程度であり、同意のある者でも支援者がいないケースが多いことが課題となっている。
推進方針	災害時には、地域による避難支援が有効であることから、制度周知及び未同意者への登録勧奨を行い、同意者に対しては、災害発生時の避難方法等を日頃から確認する個別の避難支援計画作成、及び個別計画に基づいた避難訓練を実施していく。また、災害情報や避難情報が確実に伝わる手段の検討を推進する。

【保健福祉部】

（8－3）　地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●地区防災計画の策定の促進　（再掲）

脆弱性評価	地域コミュニティにおける共助による防災活動の観点から、平成 27 年度及び平成 28 年度の２カ年にわたり、平城山地区、小名浜玉川地区、内郷高坂地区の３地区において地区防災計画を策定している。また、勿来関田地区において、福島県の地域コミュニティ強化事業を活用し、令和元年度より県市及び関係団体等との協働により、ワークショップの開催やまち歩きを実施しながら「地区防災マップ」を作成し、令和２年度に「地区防災計画」を策定している。
推進方針	自主防災組織に対して、総合的な地域防災力の向上を図ることを目的に、地区防災計画の策定に向け、自主防災組織研修会や防災関係機関等に対する出前講座などの開催に併せ、先行事例を紹介しながら計画策定の取組を促すなど、あらゆる機会を捉えて計画の周知、啓発を図るとともに、各地区における計画策定等に必要な支援を実施する。

【危機管理部】

●持続可能な公共交通ネットワークの構築　（再掲）

脆弱性評価	本市においては、利便性の高い基幹的公共交通路線沿いの徒歩圏人口カバー率が全国平均に比べて著しく低く、鉄道やバスといった公共交通が利用しにくい都市構造となっている。今後、人口減少により鉄道やバス利用者の減少が予想される中では、鉄道やバスの運行本数が減少し、さらに利便性が低下することが懸念されることから、基幹的な公共交通路線沿いの人口密度を維持するとともに、まちづくりと連携しつつ、利用者需要と運行サービスの調和が図られた持続可能な公共交通ネットワークを構築していくことが課題である。また、災害時においても公共交通を確保するため、交通事業者等との連絡体制を構築する必要がある。
推進方針	・鉄道やバスの利便性向上や、公共交通を補完するカーシェアリング等の充実を図り、すべての人が安心かつ分かりやすく利便性の高い公共交通環境づくりに努める。 ・公共交通空白地域におけるデマンド型交通の運行など、地域性に合わせた公共交通システムのあり方の検討や導入に努めるとともに、新たな交通手段の導入に向けた検討や、自動運転をはじめとする新たな技術の活用、さらには ICT を活用し、鉄道やバス、タクシー等の交通サービス間のシームレス化による利便性の向上など、交通手段の多様化に取り組む。 ・災害時における公共交通の確保、早期の回復、迅速かつ正確な情報収集・広報のため、交通事業者・関係機関との連絡体制の構築を図る。

【都市建設部】

（８－４）　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

●文化財の保護対策	
脆弱性評価	文化財を保護するため、適正な維持補修や防災設備の設置及び保存環境の整備等を行うとともに、定期的に防災訓練等を実施している。大規模災害発生時においては、被害を最小限度に抑えることが重要となることから、引き続き、適正な維持補修等や定期的な防災訓練の実施等を推進する必要がある。
推進方針	施設・設備の安全点検を定期的に行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努めるほか、文化財防火デー等を活用し、定期的な防災訓練等を実施することにより、地域の宝である文化財の保護及び市民との防災意識の共有を図っていく。また、文化財所有者が文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等を推進していけるよう、補助金の交付等により、支援していく。

【観光文化スポーツ部】

（８－５）　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

●国土調査の推進　（再掲）

脆弱性評価	土地の境界や権利関係を明確化することにより、土砂災害等の被災からの復旧や住宅再建の際に迅速な復旧を可能にするため、地籍調査を計画的に実施している。本市における地籍調査の進捗率は、令和２年３月末時点で 68.6%であり、着実に調査を進める必要がある。
推進方針	被災からの復旧を円滑に進められるよう地籍調査を着実に推進する。

関連数値指標	現状値	目標値
調査対象面積	625.70 ㎢（R2）	652.96 ㎢（R11）

【農林水産部】

●空き家対策の推進　（再掲）

脆弱性評価	平成 29 年度から令和元年度の３カ年で、市内全域の空き家の実態調査を実施した結果、3,713 軒の空き家を特定している。この中には、管理不全な空き家もあり、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生の危険性も考えられる。また、倒壊した空き家の管理者が不明の場合、所有者による除却が進まないまま放置されるなど、復旧・復興の妨げとなる恐れがある。こうした状況を踏まえ、「第二次いわき市空家等対策計画」（令和４年３月策定）に基づき、空家化の予防、空き家の流通・活用を促進するとともに、管理不全な空き家について適切な対策を行う必要がある。
推進方針	「第二次いわき市空家等対策計画」に基づき、空家化の予防、関係団体と連携した空き家の流通・活用を促進させる。管理不全な空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空家等については、特定空家等として行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保する。

【都市建設部】

施策名称	関連する施策分野										
	行政機能・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境	国土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	耐震化・長寿命化対策
1 直接死を最大限防ぐ											
1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生											
住宅の耐震化		○									○
建築物の耐震化		○									○
学校施設の老朽化対策等	○										○
公立保育所の耐震化・長寿命化			○								○
私立認可保育所等、私立認定こども園等の耐震化・長寿命化			○								○
社会福祉施設等の耐震化等			○								○
市営住宅の長寿命化等		○									○
庁舎機能の確保	○										○
公民館の老朽化対策等	○										○
その他の公共施設等の改修・更新	○										○
大規模盛土造成地調査		○							○		
空き家対策の推進		○									
中心市街地の再開発等の推進		○									
公園施設の長寿命化		○									○
都市計画道路の整備						○					
道路メンテナンス事業						○					○
道路に面しているブロック塀の安全対策		○									
無電柱化の推進						○					
危険物施設の災害予防										○	
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生											
津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成										○	
港湾施設の維持管理・防災体制の強化						○					
漁港施設の整備							○				
防潮水門の維持管理									○		
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生											
河川改良事業等の推進									○		
河川等堆積土砂撤去事業の推進									○		
河川洪水ハザードマップの作成										○	
ため池ハザードマップの作成							○		○		
下水道施設の浸水対策				○						○	
防潮水門の維持管理									○		
ダムの維持管理									○		
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生											
急傾斜地崩壊対策										○	
土砂災害警戒区域総括図の作成										○	
森林の整備・保全							○		○		
土砂災害防止対策の推進		○									
1-5 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生											
道路の除雪対策						○					

施策名称	関連する施策分野										
	行政機能・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境	国土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策・耐震化
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生											
住民への情報伝達手段の充実										○	
外国人に対する情報提供等										○	
避難場所・避難所の標識の設置										○	
避難行動要支援者対策の推進			○							○	
外国人を含む来街者の避難誘導										○	
指定避難場所・避難所の確保										○	
福祉避難所の確保			○								
幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等										○	
社会福祉施設等における避難確保計画の作成等										○	
学校における防災教育、放射線教育の推進										○	
要配慮者に対する119番通報体制等の強化	○										
防災知識の普及と防災意識の高揚										○	
自主防災組織等の活性化										○	
地区防災計画の策定の促進										○	
消防団拠点施設の整備	○										
市民防災力の向上										○	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する											
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止											
備蓄による物資の確保	○										
災害時応援協定による物資調達	○										
住民による備蓄の推進										○	
学校給食共同調理場の整備	○										○
水道施設の強靱化とバックアップ機能の強化等				○							○
非常用飲料水の供給				○							
給水区域外における応急給水体制の確保				○							
幹線道路等の体系的な整備						○					
緊急輸送道路等の防災・減災対策						○					
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生											
幹線道路等の体系的な整備						○					
緊急輸送道路等の防災・減災対策						○					
2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足											
消防拠点施設の整備	○										
消防職員の充実・強化	○										
消防車両等資機材の整備	○										
消防団拠点施設の整備	○										
消防団員の充実・強化	○										
消防団機械等資機材の整備	○										
市民防災力の向上										○	
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺											
災害医療ネットワークの確立			○								
医療器具・医薬品の確保			○								
福祉避難所の確保			○								
福祉人材の確保			○								
医療センターにおける非常時対応体制の維持			○								
幹線道路等の体系的な整備						○					
緊急輸送道路等の防災・減災対策						○					
道路メンテナンス事業						○					○

施策名称	関連する施策分野										
	行政機能・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境	国土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策・耐震化
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生											
避難所等における感染症等の拡大防止			○							○	
床上浸水等による衛生環境の悪化への対策			○							○	
下水道施設の老朽化・耐震化等				○							○
浄化槽の整備				○				○			
家畜伝染病対策等							○				
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生											
備蓄による物資の確保	○										
災害時応援協定による物資調達	○										
学校施設の老朽化対策等	○										○
公民館の老朽化対策等	○										○
災害医療ネットワークの確立			○								
医療器具・医薬品の確保			○								
福祉避難所の確保			○								
福祉人材の確保			○								
3 必要不可欠な行政機能は確保する											
3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下											
業務継続に必要な体制の整備	○										
庁舎機能の確保	○										○
市町村相互応援体制の推進	○										
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する											
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止											
情報通信設備の耐災害性の強化	○			○							
情報システムの業務継続体制の向上	○			○							
消防拠点施設の整備	○										
無電柱化の推進						○					
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態											
住民への情報伝達手段の充実										○	
災害時の情報収集・通信の協力体制の確保	○										
5 経済活動を機能不全に陥らせない											
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞											
企業の事業継続力強化の支援					○						
幹線道路等の体系的な整備						○					
緊急輸送道路等の防災・減災対策						○					
道路メンテナンス事業						○					○
安心みちまち冠水対策		○									
港湾施設の維持管理・防災体制の強化						○					
漁港施設の整備							○				
5-2 食料等の安定供給の停滞											
幹線道路等の体系的な整備						○					
緊急輸送道路等の防災・減災対策						○					
農業水利施設の長寿命化・防災減災							○				○
卸売市場の業務継続体制の確保							○				
港湾施設の維持管理・防災体制の強化						○					
漁港施設の整備							○				

施策名称	関連する施策分野											
	行政機能・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境	国土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策・耐震化	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる												
6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止												
再生可能エネルギーの導入拡大								○				
ゼロカーボンドライブ等の促進								○				
災害時応援体制の整備	○											
6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止												
水道施設の強靭化とバックアップ機能の強化等				○							○	（再掲）
非常用飲料水の供給				○								（再掲）
下水道施設の老朽化・耐震化等				○							○	（再掲）
下水道施設の浸水対策				○						○		（再掲）
浄化槽の整備				○				○				（再掲）
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態												
持続可能な公共交通ネットワークの構築						○						
幹線道路等の体系的な整備						○						（再掲）
緊急輸送道路等の防災・減災対策						○						（再掲）
橋梁の長寿命化						○					○	（再掲）
道路に面しているブロック塀の安全対策		○										（再掲）
無電柱化の推進						○						（再掲）
交通環境の改善						○						
自転車道路網の整備						○						
安心みちまち冠水対策		○										（再掲）
国土調査の推進									○			
港湾施設の維持管理・防災体制の強化						○						（再掲）
道路の除雪対策						○						（再掲）
6-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響												
工業用水道の強靭化					○							
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない												
7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生												
ため池ハザードマップの作成							○		○			（再掲）
農業水利施設の長寿命化・防災減災							○				○	（再掲）
ダムの維持管理									○			（再掲）
7-2 有害物質の大規模拡散・流出												
有害物質の拡散・流出の防止								○				
危険物施設の災害予防										○		（再掲）
7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく												
原子力発電所の安全監視								○				
関係機関・原子力事業者との情報連絡体制及び市民への情報伝達体制の充実・強化	○									○		
原子力防災体制の充実・強化	○											
原子力災害時における物資供給体制の充実・強化	○											
原子力災害広域避難計画に基づく防災訓練等の実施										○		
原子力防災資機材の充実・強化	○											
放射線モニタリング体制の確保								○				
放射線に関する知識の普及啓発										○		
学校における放射線教育の推進										○		（再掲）

施策名称	関連する施策分野										
	行政機能・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	ライフライン・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境	国土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	耐震化・長寿命化対策
7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大											
鳥獣被害防止対策							○	○			
農業水利施設の長寿命化・防災減災							○				○
森林の整備・保全							○		○		
強い農業・担い手づくりの総合支援							○				
7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響											
風評等の防止に向けた適切な情報発信等					○		○				
放射線モニタリング体制の確保								○			
放射線に関する知識の普及啓発										○	
家畜伝染病対策等							○				
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する											
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態											
災害廃棄物処理体制の整備								○			
8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態											
災害・復興ボランティアの受入体制の確立										○	
災害時応援体制の整備	○										
り災証明等に係る円滑な被災者支援	○										
8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態											
自主防災組織等の活性化										○	
避難行動要支援者対策の推進			○							○	
地区防災計画の策定の促進										○	
持続可能な公共交通ネットワークの構築						○					
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失											
文化財の保護対策	○										
8-5 事業用地の確保・仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態											
国土調査の推進									○		
空き家対策の推進		○									

第５章　計画の推進

本計画の進捗管理は、市地域防災計画や分野別計画との整合性を確保するとともに、災害の発生状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、適宜、見直しを行っていくこととします。

また、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、本計画に基づく国土強靭化施策の推進を図っていきます。

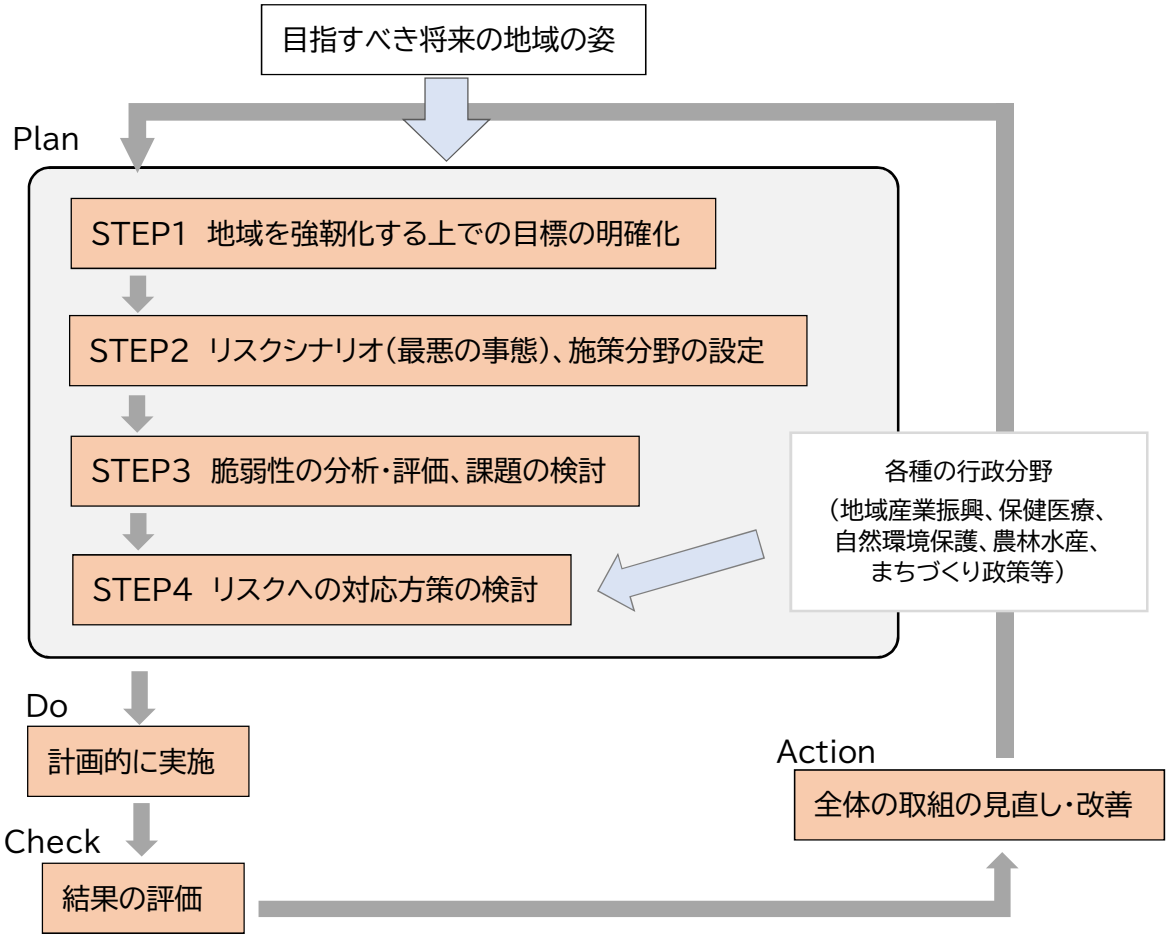

いわき市国土強靱化地域計画

令和２年12月策定

（令和６年12月改訂）

危機管理部　危機管理課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電　話：0246-22-7551

ＦＡＸ：0246-22-1145